

令和8年度

税制改正の ポイント

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人

目 次

01	法人課税	05	05	資産課税	50
02	国際課税	21	06	防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置	58
03	消費課税	28	07	その他	60
04	個人所得課税	36	08	納税環境整備	65
			09	適用時期一覧	69



01

法人課稅

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設(大胆な設備投資促進税制)①



青色申告法人が、一定の要件を満たす「特定生産性向上設備等」の取得等をした場合、特別償却(即時償却)または税額控除を選択適用できる制度が創設されます。

【制度概要】

青色申告書を提出する法人(※1)が、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までに経済産業大臣の確認を受けた特定生産性向上設備等の取得等をし、事業の用に供した場合(※2)には、次のうちいずれかの措置の選択適用ができます。

(※1)中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人については一定の要件があります。

(※2)その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に取得・事業供用をした場合に限ります。

内容	
特別償却(即時償却)	取得価額の全額(普通償却限度額との合計で取得価額まで)を、その事業の用に供した日を含む事業年度において損金算入することができます。
税額控除	取得価額の一定割合を法人税額から控除することができます。 ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は一定の要件を満たす場合に3年間の繰越しが可能です。 ・機械装置、工具、器具備品、ソフトウエア … 取得価額 × 7% ・建物、建物附属設備、構築物 … 取得価額 × 4%

【他の制度との併用制限】

本制度の投資計画確認期間中は、以下の制度(②の繰越税額控除制度を除く)を適用できません。

- ①地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ②中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制



事務用器具備品、福利厚生施設等、貸付けの用に供されるものは対象資産から除かれます。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から
令和11年3月31日までの期間

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設(大胆な設備投資促進税制)②

【適用対象】

詳細な対象法人及び対象資産については、以下の通りとなります。

	内容										
対象法人	<p>青色申告書を提出する法人 ただし、中小企業者等以外の法人については、適用を受けようとする事業年度の所得がその前事業年度の所得の金額を超える一定の事業年度の場合には、次の要件を満たしている必要があります。(繰越税額控除制度を除く。)</p> <p>①継続雇用者給与増加割合が前年比1%以上であること(※1) ②国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること(※2)</p> <p>(※1)「資本金額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合」又は「常時使用する従業員数が2,000人超の場合」には2% (※2)「資本金額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合」又は「常時使用する従業員数が2,000人超の場合」には40%</p>										
特定生産性向上設備等の定義	<p>産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたもの。</p> <p>①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等については、5億円以上)であること。 ②投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること。 ③投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること。 ④投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。 ⑤上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させること等の要件を満たすものであること。</p>										
各資産の規模要件	<table><tbody><tr><td>・機械装置</td><td>1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの</td></tr><tr><td>・工具及び器具備品</td><td>それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(※1)</td></tr><tr><td>・建物</td><td>一の取得価額が1,000万円以上のもの</td></tr><tr><td>・建物付属設備及び構築物</td><td>それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(※2)</td></tr><tr><td>・ソフトウェア</td><td>一の取得価額が70万円以上のもの</td></tr></tbody></table> <p>(※1)それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。 (※2)建物付属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。</p>	・機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	・工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(※1)	・建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの	・建物付属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(※2)	・ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの
・機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの										
・工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(※1)										
・建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの										
・建物付属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(※2)										
・ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの										

研究開発税制の見直し



一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度が見直され、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度が創設されます。

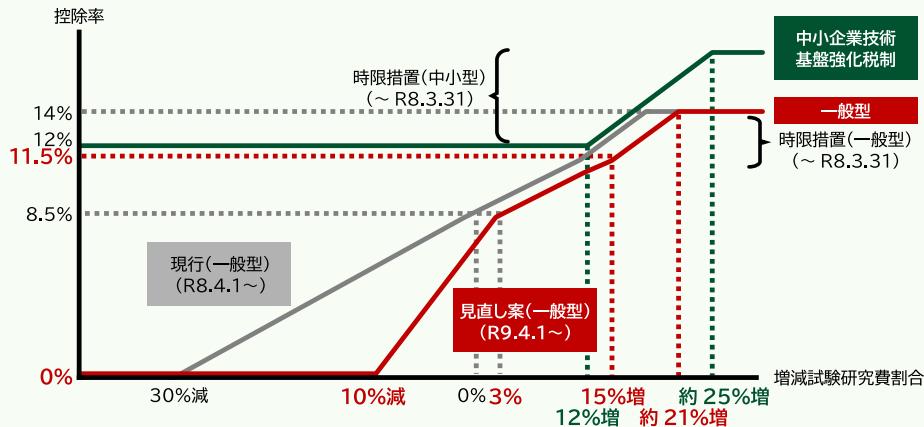
【税額控除率の見直し】

一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率の上限は維持しつつ、控除率カーブ及び控除上限の変動措置についての見直しが行われます。

一方で、中小企業技術基盤強化税制については、適用期限が3年延長となるものの、内容については変更はありません。

【控除限度超過額の創設】

中小企業技術基盤強化税制について、控除限度超過額を3年間繰越しできることとなります。

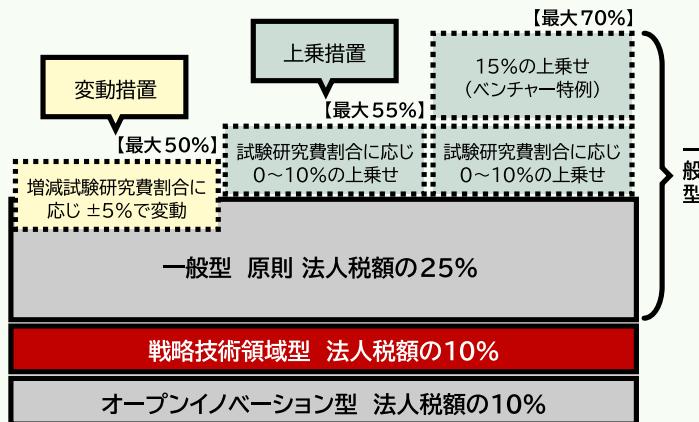


中小企業技術基盤強化税制で新設された繰越し税額控除制度は、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度には適用できません。

【戦略技術領域型の創設】

新たに戦略技術領域型が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術(AI・先端ロボット、量子・半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限が設定されました。

重点産業技術試験研究費の額の40%の税額控除ができるようになります。控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しできることとなります。



(※) 中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置とのうち高い措置を適用

適用時期

- 一般型、中小企業技術基盤強化:令和9年4月1日以後に開始する事業年度
- 重点産業技術:産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までに同法の認定を受けた適用期間内の日を含む事業年度

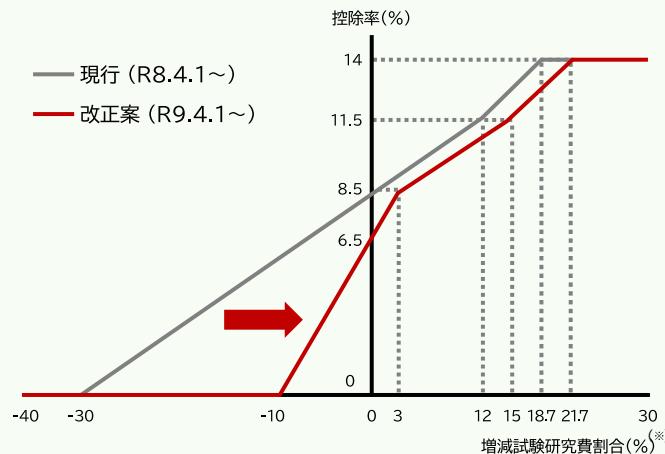
試験研究費増加のための見直し



一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率の上限は維持しつつ、控除率カーブ及び控除上限の変動措置についての見直しが行われます。

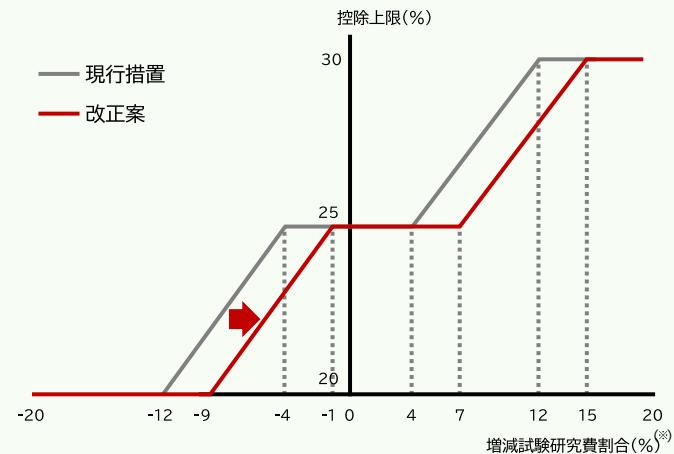
【税額控除率の見直し】

令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率が見直され、その上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限が3年延長されます。控除率上限は維持されたまま、控除率の開始点である増減試験研究費割合が-30%から-10%に引き上げられ、控除率の上限に達する増減試験研究費割合は18.7%から21.7%に引き上げられます。



【控除税額の上限の見直し】

控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限が見直され、その適用期限が3年延長されます。控除上限は維持されたまま、控除上限の開始点である増減試験研究費割合が-12%から-9%に引き上げられ、控除上限に達する増減試験研究費割合は12%から15%に引き上げられます。



(※)増減試験研究費割合：前3期における平均試験研究費と比較した増加率



控除率、控除上限とも開始点となる増減試験研究費割合が引き上げられているため、より積極的な試験研究費の増加が求められます。

適用時期

令和9年4月1日以後に開始する事業年度

特定税額控除の制限規定の見直しおよび延長



特定税額控除規定の制限措置の対象に重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除が加わります。

また、「継続雇用者給与等支給額に係る要件」が強化され、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制については、より要件の厳格化が行われた上で、これらの適用期限が令和11年3月31日まで延長されます。

大企業が特定税額控除規定の適用を受けようとする場合において、「所得金額に係る要件」、「国内設備投資に係る要件」、「継続雇用者給与等支給額に係る要件」のいずれにも(※1)該当しない場合は、特定税額控除規定の適用が制限されます。

	改正（前）	改正（後）
所得金額に係る要件	事業年度の所得金額がその前事業年度の所得金額以下であること	同左
国内設備投資額に係る要件	国内設備投資額が、当期の減価償却費の30%(一定規模以上の企業は40%)を超えること	同左
継続雇用者給与等支給額に係る要件	<p>【原則】 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること</p> <p>【例外】 前事業年度が黒字で、資本金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上または常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること</p>	<p>【原則】 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること</p> <p>【例外】 前事業年度が黒字で、資本金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上または常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であること</p>

(※1) 地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制については、「国内設備投資額に係る要件」または「継続雇用者給与等支給額に係る要件」のいずれかに該当しない場合(「所得金額に係る要件」に該当した場合を除く)は、特定税額控除規定の適用が制限されます。

(※2) 特定税額控除の制限規定の対象に重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除が加わります。



特定税額控除の制限規定が強化されたため、従来要件を満たしていた企業でも当該要件に抵触する可能性があることから、より積極的な負上げが求められます。

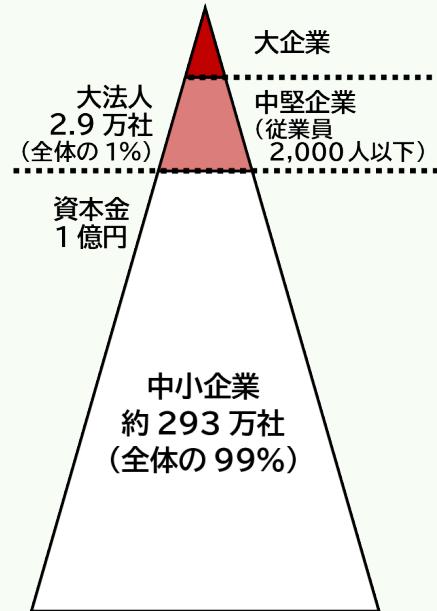


法律の施行から令和11年3月31日まで

賃上げ促進税制の廃止および見直し



大企業向けの措置は令和8年3月31日をもって廃止され、中堅企業向けの措置は増加割合の要件見直しが行われたのち、令和9年3月31日をもって廃止されます。なお、教育訓練費に係る上乗せ措置は中堅・中小企業向けの両方で廃止されることになります。



(※) 発行済株式の50%を超える数の株式を直接・間接に有する(支配関係がある)他の法人との合計で常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は中堅企業向け措置の対象外

大企業向け	継続雇用者給与総額	控除率
+3%	10%	
+4%	15%	
+5%	20%	
+7%	25%	

中堅企業向け	継続雇用者給与総額	控除率
+3%	10%	
+4%	25%	

中小企業向け	全雇用者給与総額	控除率
+1.5%	15%	
+2.5%	30%	

(※) 控除上限:当期の法人税額の20%
(※) 中小企業向け措置については、5年間の繰越控除が適用可能

適用時期



大企業向けの措置は令和8年3月31日をもって廃止されることとなるため、対象となる企業におかれましては留意が必要です。また、中堅・中小企業向けの制度についての廃止時期にもご留意ください(右記)。

R8年度 R9年度

廃止

中堅企業向け

継続雇用者給与総額	控除率
+4%	10%
+5%	15%
+6%	25%

廃止

中小企業向け

現行制度維持

期限到来時に適用状況を踏まえ必要な見直しを検討

教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止

(※) 子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)は維持。

大企業向け: 令和8年3月31日をもって廃止

中堅企業向け: 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の開始事業年度に上記見直しを行い、令和9年3月31日をもって廃止
教育訓練費に係る上乗せ措置は施行とともに廃止

中小企業向け: 教育訓練費に係る上乗せ措置は施行とともに廃止

オープンイノベーション促進税制



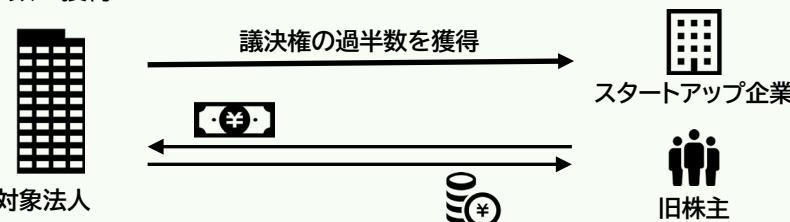
- ・M&A型の制度の見直しが行われます
- ・投資出資型の取得価額要件が引き上げられます
- ・適用期限が延長されます

【改正前】

オープンイノベーション促進税制とは、対象法人がスタートアップ企業の株式を取得した場合、取得価額の25%以下を特別勘定として経理処理することで損金算入(上限125億円)することを認める制度です。一定の取崩し事由に該当する場合、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩し、益金の額に算入します。株式の取得方法により「M&A型」「新規出資型」の2つに分類され、それぞれ出資の要件や取崩し事由が異なります。

M&A型

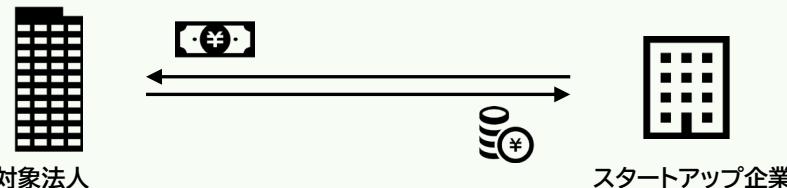
他者からの購入によりスタートアップ企業の発行済株式を取得し議決権の過半数を獲得



出資要件	取崩し事由
<ul style="list-style-type: none">・ 取得価額の下限:5億円(※スタートアップ企業が外国法人の場合対象外)・ 取得価額の上限:200億円・ 保有見込期間:5年以上	<ul style="list-style-type: none">・ 特別勘定の任意取り崩し・ オープンイノベーションの継続が認められない・ 成長要件を満たさずに取得から5年経過・ 議決権の過半数を有さないこととなる等

新規出資型

スタートアップ企業の新規発行株式を取得



出資要件	取崩し事由
<ul style="list-style-type: none">・ 取得価額の下限 対象法人が大企業:1億円以上 対象法人が中小企業者:1,000万円以上(スタートアップ企業が外国法人の場合一律5億円以上)・ 取得価額の上限:50億円・ 保有見込期間:3年以上	<ul style="list-style-type: none">・ 特別勘定の任意取り崩し・ オープンイノベーションの継続が認められない 等

オープンイノベーション促進税制

【改正後】

① M&A型の制度の見直し

従来のM&A型について、取得価額要件の下限が引き上げられるほか、

従来の制度に加え、取得から3年以内に議決権の過半数を有することとなることが見込まれるものについても新たに措置の対象となります。

M&A型(発行法人以外の者から購入により取得した特定株式に係る措置)		
	議決権の過半数を有することとなるもの(従来型延長)	取得から3年以内に議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの(新設)
取得価額の下限	7億円以上(改正前:5億円以上)	3億円以上
損金算入の上限	取得価額の25%	取得価額の20%
取崩し事由	① 特別勘定を取り崩した場合 ② オープンイノベーションの継続が認められない場合 (スタートアップ企業から配当を受けた、対象株式を譲渡した、経済産業大臣からの証明書交付がされなかつたなど) ③ 取得から5年が経過した場合(成長要件を満たす場合を除く) ④ 議決権の過半数を有しないこととなった場合 等	・取得から3年が経過した場合 (議決権の過半数を有することとなつた場合を除く) 上記ほか従来制度と同様
その他の要件等	変更なし	従来制度と同様

また、取崩し事由のうち、対象法人を合併法人、スタートアップ企業を被合併法人とする合併が行われた場合の取崩し処理について、

改正前は一括益金算入とされていましたが、改正後は合併の翌事業年度開始日から5年間で特別勘定の均等額を益金算入することが可能になります。

(スタートアップ企業の事業の成長発展が図られたことが明らかにされた場合に限ります。)

② 新規出資型の取得価額要件の引き上げ

新規出資型(資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式に係る措置)について、中小企業者以外の対象法人の取得価額要件が2億円以上(改正前:1億円以上)に引き上げられます。

③ 上記の措置を講じた上で、その適用期限が2年延長されます。



M&A型の項目新設に伴い、これの適用を受けたことがある株式と同じ銘柄の株式を取得する場合は、他の措置の対象から除外されることとなります。

適用時期

令和10年3月31日まで延長となります。

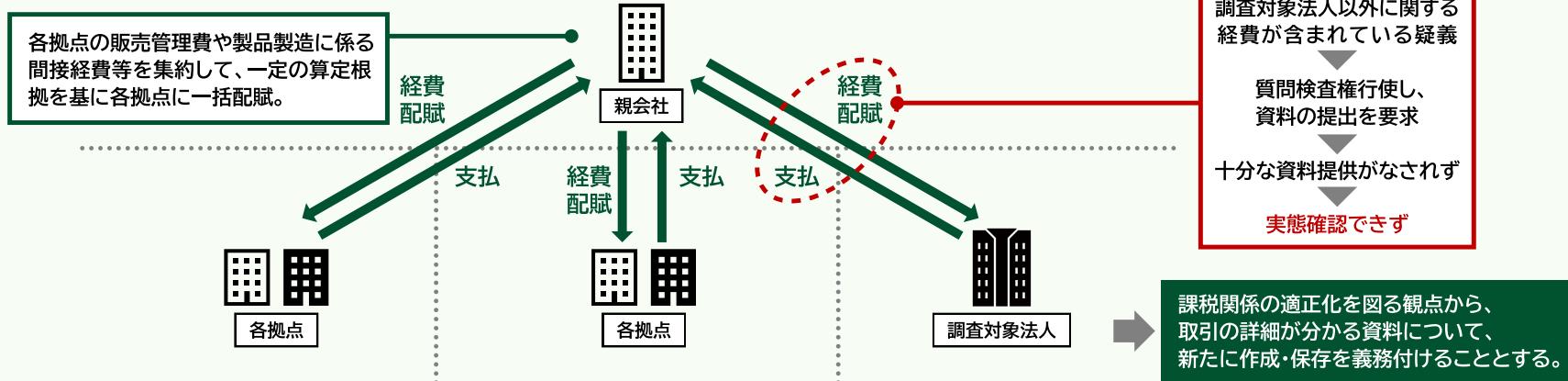
企業グループ間の取引に係る保存文書の整備



企業グループ間の取引に係る書類保存義務の特例が創設されます。

【現行制度とその課題】

- 法人税法においては、法人は帳簿とともに、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書等の書類及び自己の作成したこれらの書類等を保存しなければならないとされています。税務調査では、相手方の協力の下、相手方が保存している書類の提示・提出がされます。
- 企業グループ内の法人間で行われる取引(シェアードコスト取引など)については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、また、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合には、保存書類によりその法人の経費の支払額が適正なものであるか十分に確認することができないため、正確な取引実態の確認ができない事例があります。



書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となります。

適用時期

令和8年4月1日より施行

投資簿価修正制度における離脱法人株式に調整勘定対応金額がある場合の加算措置の計算の見直し



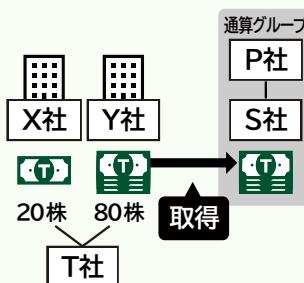
投資簿価修正制度について、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式を譲渡した場合、調整勘定対応金額の減額調整の対象から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の譲渡が除外されます。

【改正前】

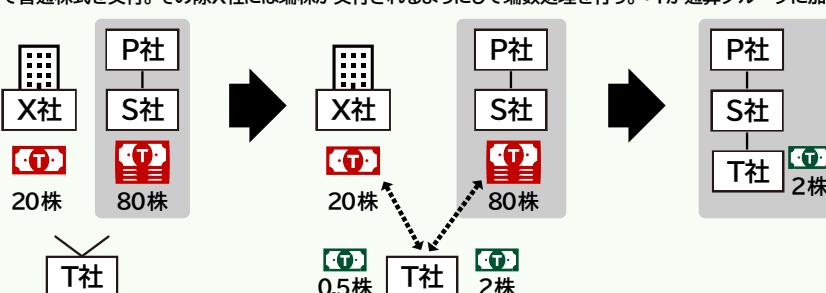
通算グループから離脱する通算子法人の株式の帳簿価額は離脱直前の簿価純資産価額相当額に修正することとされており、このとき調整勘定対応金額がある場合、それを簿価純資産価額に加算することができます。ただし、通算完全支配関係発生日以前にその離脱法人の株式を譲渡をした場合、譲渡した株式に含まれる調整勘定対応金額は控除することとされています。

見直しの対象のイメージ

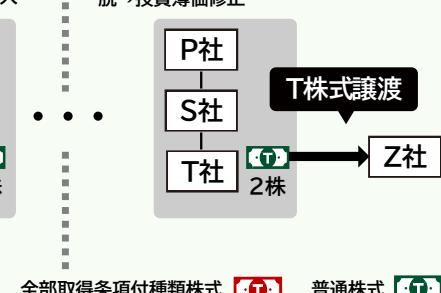
① SがT株式を時価で取得



② Tは、株式の全てに全部取得条項を付与し、取得決議により全部取得条項付種類株式を取得し、その対価として普通株式を交付。その際X社には端株が交付されるようにして端数処理を行う。→Tが通算グループに加入



③ SがT株式をグループ外に譲渡→Tが離脱→投資簿価修正



<Sの有するT株の帳簿価額>
調整勘定対応金額
Tの取得時の純資産価額

(現状) 完全子法人化の際の取得決議によるT株式の譲渡は、形式的には加入前の譲渡に該当し、加算不可
(見直し案) 完全子法人化の際の取得決議によるT株式の譲渡及び取得は、実質的には株式の内容の変更であることから加算できることとする。

<投資簿価修正後のT株の帳簿価額>
Tの離脱直前の簿価純資産価額



上記の取得決議により交付を受けた離脱法人の株式が、譲渡した株式とおおむね同じ価額となっていないと認められる場合を除きます。

適用時期

令和8年4月1日に施行されます。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し



中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人及び対象資産の見直しが行われるとともに、適用期限が3年延長されます。

【法人税】

	改正（前）	改正（後）
適用期限	令和8年3月31日までの間に取得・事業供用	令和11年3月31日までの間に取得・事業供用（3年延長）
対象法人	一定の要件を満たす中小企業者または農業協同組合等で、事業年度終了の日において常時使用する従業員の数が500人以下（特定法人については、300人以下）の法人	一定の要件を満たす中小企業者または農業協同組合等で、事業年度終了の日において常時使用する従業員の数が400人以下（特定法人については、300人以下）の法人
対象資産	取得価額が30万円未満の減価償却資産	取得価額が40万円未満の減価償却資産
限度額	適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額（事業年度が1年に満たない場合には300万円を12で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額）	

【所得税】

法人税と同様に対象資産の取得価額の引き上げ及び適用期限の延長が行われます。



本特例によって即時償却をした資産は、償却資産税の申告の対象となります。

適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間

パーシャルスピンオフ税制(認定株式分配に係る課税の特例)の見直し①



産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が、特定剰余金配当として行う完全子法人株式の現物分配について、取扱いの見直しが行われます。

【制度概要】

産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち一定の要件に該当するも

のは、適格株式分配に該当することとする制度ですが、このうちの令和8年4月1日以後に認定を受けるものについて、要件の一部の改正が行われます。

適格要件	改正（前）	改正（後）
株式按分交付要件	その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること	
株式交付要件	その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人株式数が発行済み株式総数の20%未満となること	
非支配要件、特定役員継続要件	適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件に該当すること	
従業者継続要件	完全子法人の従業員のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること	適格株式分配と同様の従業者継続要件(80%以上が引き続き経営に従事)に該当すること

パーシャルスピンオフ税制(認定株式分配に係る課税の特例)の見直し②

適格要件		改正（前）	改正（後）
成長発展要件	主要事業継続要件 (親法人)	—	親法人において現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後も引き続き行われることが見込まれていること
	主要事業継続要件 (子法人)	完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること	完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が、 その親法人において経営資源を集中させるものとして特定した事業以外のもの であり、かつ、その主要な事業が現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
	その他の要件	経済産業大臣が定める以下の要件のいずれかを満たすものであること ①完全子法人の特定役員に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること ②完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内 ③完全子法人の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金商品取引業者が確認したこと	親法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること (※)経済産業大臣の定める要件について、大綱上では言及されておりません



実務上の
留意点

所得税についても同様とされます。

適用時期

令和8年4月1日から認定を受けるもの。

国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長



国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、一定の見直しがされた上で、その適用期限が2年間延長されます。

国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置について、関係法令の改正を前提に次の見直しがされます。

項目		改正（前）	改正（後）
令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の特別償却率	機械装置及び器具備品	取得価額の45%	取得価額の40%
	建物等及び構築物	取得価額の23%	取得価額の20%
令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の税額控除率	機械装置及び器具備品	取得価額の14%	取得価額の12%
	建物等及び構築物	取得価額の7%	取得価額の6%
除外される事業		—	情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム(電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。)の研究開発に関する事業



—

適用時期

令和10年3月31日までの期間内に取得した場合

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例



特定資産の買換え特例について、一定の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されます。

【法人税】

【内 容】	【改正内容】
①航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置が適用対象から除外されます。
②市街地再開発事業による買換えについて	買換資産が一定の区域(※)以外の区域内にある場合の課税の緩延べ割合が、80%から60%へ引き下げられます。
③長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えに係る買換資産について	買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定されます。
④一定の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船に係る譲渡資産について	譲渡資産のうち、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものが適用対象から除外されます。

(※) 一定の区域

- イ 次の区域(その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定られた二号地区の区域に該当するものに限る。)
 - (イ) 防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区的区域
 - (ロ) 特定都市再生緊急整備地域内の区域
 - (ハ) 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域
 - 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域



所得税についても同様とされます。

適用時期

令和11年3月31日まで延長されます(上記④の作業船に係る買換えについては、令和10年3月31日までとされます。)。



02

國際課稅

海外投資等損失準備金制度の適用期限の延長



今回の税制改正により、海外投資等損失準備金制度の適用期限が**2年延長**されます。

【制度の概要】

エネルギーや鉱物資源の安定供給源を確保するため、リスクの高い海外資源開発事業における損失に備える準備金の積立てを認め、企業のキャッシュフローを改善して継続的な探鉱・開発活動を支援するものです。探鉱・開発事業へ投資した費用の一部を準備金として積み立て、損金に算入します。

探鉱・開発事業に失敗・撤退した場合は一括で取り崩し、益金に算入して実際の損失と相殺します。一方、探鉱・開発事業に成功した場合、据置期間（5年間）が経過した場合は、翌事業年度から5年間にわたり均等に取り崩し、益金に算入して均等に課税されます。

【対象者】

海外における石油や天然ガスなどの資源の探鉱・開発事業を行う特定の外国法人（資源開発事業法人、資源探鉱事業法人など）への投資を行う青色申告書を提出する内国法人。



—

適用時期 ➤ 令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）延長

グローバル・ミニマム課税への対応



国際最低課税額に対する法人税について、調整後対象租税額の計算に関する見直しがされます。

令和5年度税制改正において、年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループを対象に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに実効税率15%以上の課税を確保する仕組みである所得合算ルール(IIR)に対応するため、国際最低課税額に対する法人税等が導入されました。

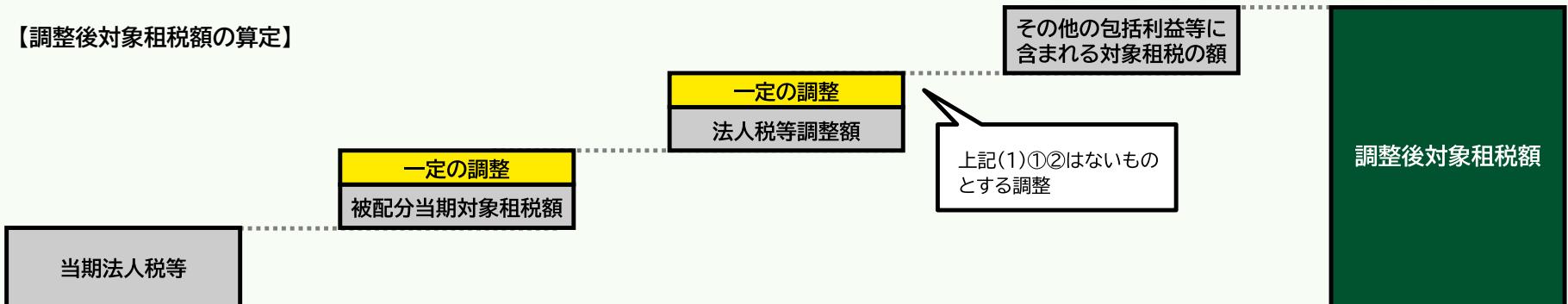
さらに、令和7年度税制改正において、軽課税所得ルール(UTPR)に対応するため、国際最低課税残余額に対する法人税等が、国内ミニマム課税(QDMTT)に対応するため、国内最低課税額に対する法人税等がそれぞれ創設されました。

実効税率は、調整後対象租税額を国別グループ純所得で除すことにより算定されます。

令和8年度税制改正において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しがされます。

- (1)移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされます。
 - ①国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決めがあることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
 - ②法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債
- (2)その他所要の措置が講じられます。

【調整後対象租税額の算定】



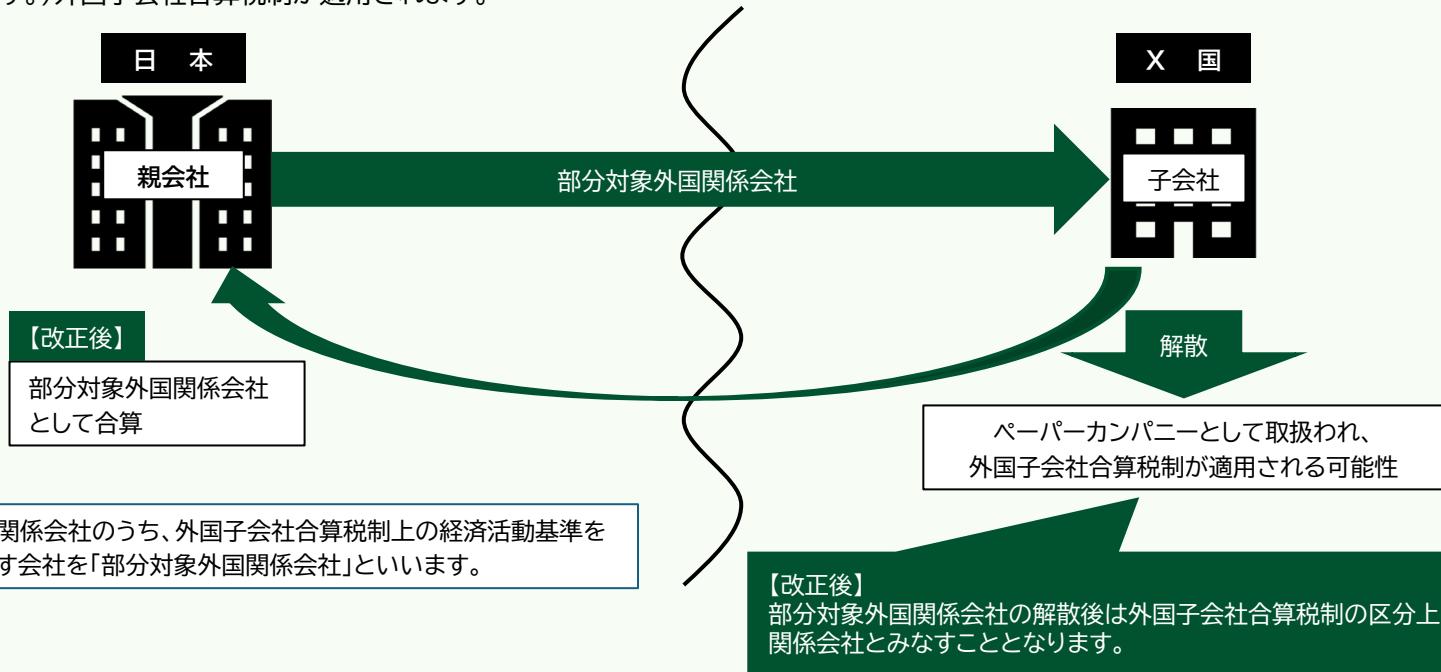
外国子会社合算税制等の見直し①



外国子会社合算税制等において、一定の外国関係会社が解散する場合の特例が創設されます。

① 課税区分の維持

解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても、事業実態を有していた部分対象外国関係会社(※)が、解散により部分対象外国関係会社に該当しなくなった場合でも、その解散により最初に部分対象外国関係会社に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度については、部分対象外国関係会社とみなして(清算部分対象外国関係会社といいます。)外国子会社合算税制が適用されます。



国税当局が、日本の親会社に対し、海外子会社が清算部分対象外国関係会社に該当することを証明する書類等の提出等を求めた場合、その期限までに書類等の提出がない場合は、特例の対象外と推定されることとなります。

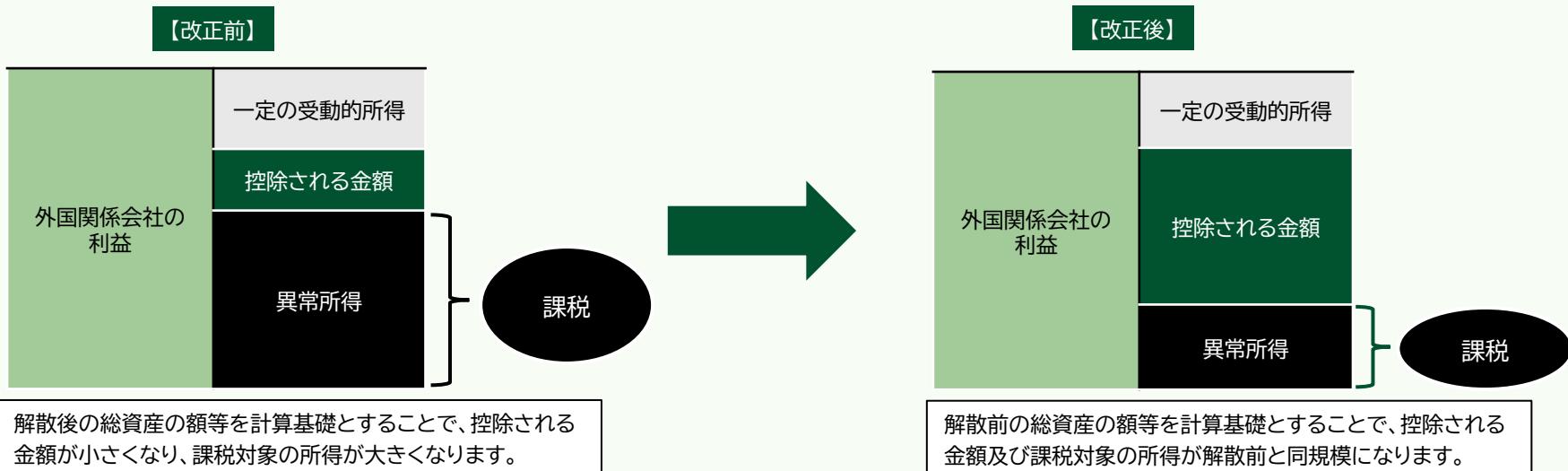
適用時期

外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

外国子会合算税制等の見直し①

② 清算中の所得計算における計算基礎の一部据置き

部分対象外国関係会社が清算段階にある場合、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において、控除金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費及び減価償却累計額の金額は、清算部分対象外国関係会社となる直前の事業年度の金額を適用することが可能になります。



③ 外国金融子会社等に係る特例

上記「①課税区分の維持」の特例は、解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても、事業実態を有していた外国金融子会社等も清算外国金融子会社として同様の取扱いになります。

また、当該特例の対象期間中は、部分合算課税の対象所得である「異常な水準にある資本に係る所得の金額」はないものとして、部分適用対象金額である異常所得の金額の計算を行うことになります。

④ 現行の解散した外国金融子会社等に係る特例の廃止

上述の特例の創設に伴い、解散した外国金融子会社等に係る部分適用対象金額の計算に関する特例が廃止になります。



実務上の
留意点

国税当局が、日本の親会社に対し、海外子会社が清算外国金融子会社に該当することを証明する書類等の提出等を求めた場合、その期限までに書類等の提出がない場合は、特例の対象外と推定されることとなります。

適用時期



外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

外国子会社合算税制等の見直し②



ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の判定について、一定の場合には不要となります。

外国子会社合算税制に関して、令和元年税制改正において、租税回避リスクが高いとみなすのは適当でないとして、一定の要件を満たす持株会社等をペーパーカンパニーから除外できる除外特例規定が設けられました。

今回の改正により、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要になります。

主たる事業	一定の要件(【改正前】)	【改正後】
外国子会社(※1) 株式の保有	<ul style="list-style-type: none">収入割合要件(※3)資産割合要件(※4)	
特定子会社(※2) の株式等の保有	<ul style="list-style-type: none">被管理支配要件(管理支配会社(※5)が事業の管理、支配及び運営をすること)不可欠機能要件(管理支配会社の行う事業遂行上欠くことのできない機能を果たすこと)所在地国要件(管理支配会社の本店所在地国と同じくすること)課税要件(所得が本店所在地国で課税対象とされていること)収入割合要件(※3)資産割合要件(※4)	資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要とされます。

(※1)外国関係会社と同一の本店所在地国であり、発行済株式等のうち当該外国関係会社が保有する株式数又は金額の占める割合等が25%以上あり、かつ、その状態が当該外国関係会社への剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6ヶ月以上継続している外国法人をいいます。

(※2)内国法人と一定の関係のある他の外国関係会社で、管理支配会社と同一国に所在し、部分対象外国関係会社に該当する外国関係会社をいいます。

(※3)各事業年度の収入金額の合計額のうちに占める特定子会社から受ける剰余金の配当等の額、特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額及び主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額の合計額の割合が95%を超えていることをいいます。

(※4)各事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等の帳簿価額、未収入金の帳簿価額及び現預金の帳簿価額の合計額の割合が95%を超えていることをいいます。

(※5)内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、かつ、その本店所在地国において、その役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事する外国法人をいいます。



—

適用時期

外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

外国子会社合算税制等の見直し③

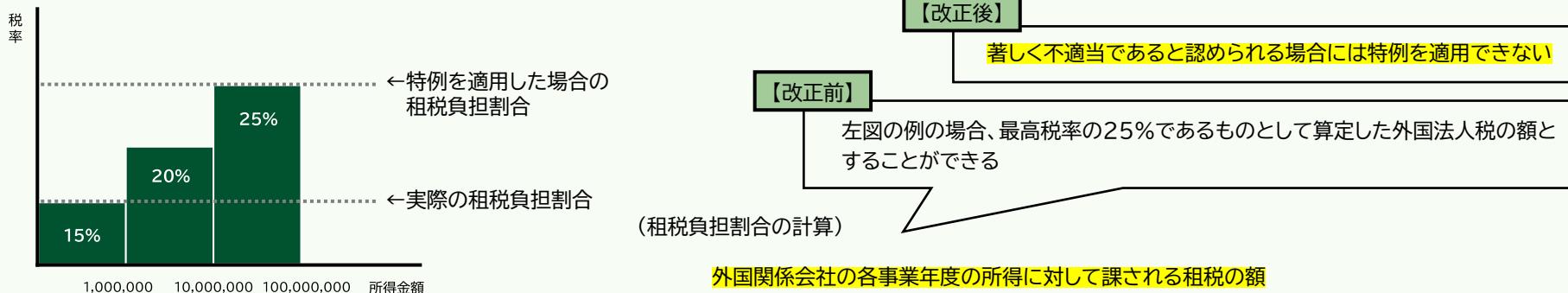


外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、見直しが行われます。

租税負担割合は、各事業年度の所得に対して課される租税の額を当該所得の金額で除して計算しますが、その本店所在地国の外国法人税の税率が累進税率となっている場合には、計算式の分子の額を最も高い税率で

あるものとして算定した外国法人税の額とすることができます。今回の改正により、下表の取扱いとされます。

	改正（前）	改正（後）
租税負担割合の計算における外国法人税の税率が所得に応じて高くなる場合の特例の適用について	外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合には、租税負担割合の計算式の分子の外国法人税の額は、これらの税率をこれらの税率のうち最も高い税率であるものとして算定した外国法人税の額とすることができる。	その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例を適用できないこととする。



—

適用時期

→ 外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。



03

消費課稅

国境を越えたEC取引に係る課税の見直し①



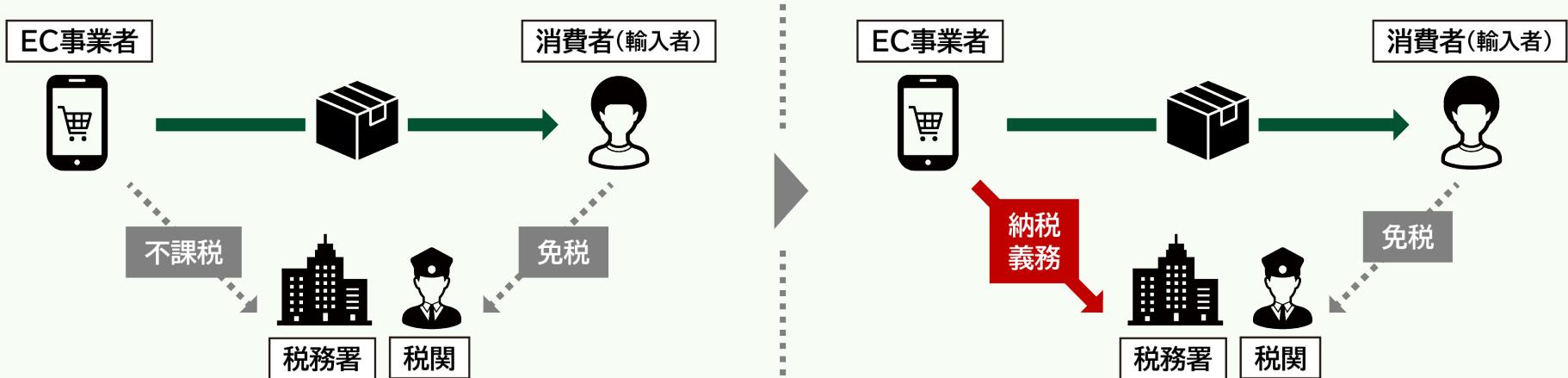
課税価格1万円以下の少額貨物は、消費税の課税対象となります。

【改正前】

現在、国境を越えたEC取引における消費税は輸入者が納税義務を負う仕組みですが、課税価格1万円以下の少額貨物については原則免税とされています。しかし、近年の越境ECの急増に伴い、この免税制度を背景として、海外事業者と国内事業者との間に、競争上の不均衡が生じていることが問題視されています。

【改正後】

免税制度が見直され、課税価格1万円以下の少額貨物も新たに消費税の課税対象となります。ただし、税関での事務負担増を避けるため、消費者への輸入消費税としての課税は引き続き免除されます。その代わりに、販売者に国内取引と同様の納税義務を課す仕組みへ移行します。なお、売上高1,000万円以下の事業者については、国内取引と同様に納税義務が免除されます。



課税価格が1万円を超える貨物については、従来通り輸入者が納税義務を負います。金額による切り分けを正確に把握しておく必要があります。

適用時期

令和10年4月1日より施行

国境を越えたEC取引に係る課税の見直し②



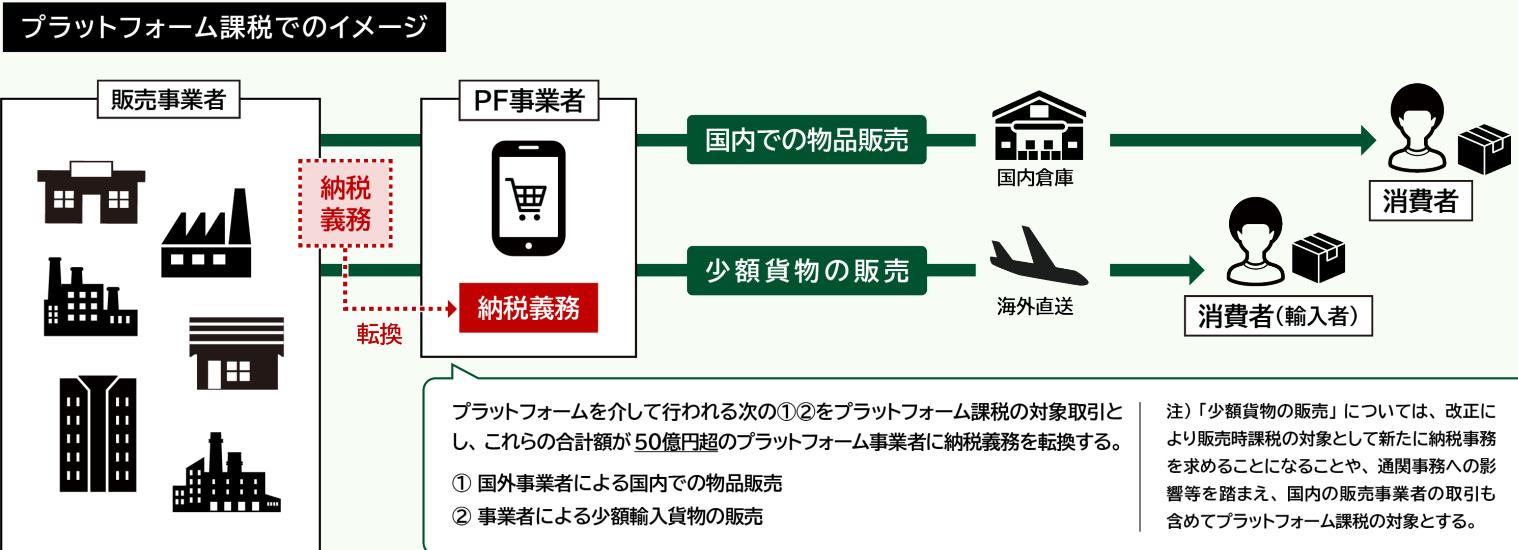
国外事業者に代わってプラットフォーム事業者が納稅義務を負う新たな制度が導入されます。

【背景】

現行のEC取引では、国外事業者が国内倉庫（プラットフォーム事業者の物流拠点等）を介して販売を行う場合、当該事業者が納稅義務を負いますが、実態として多くの無申告が生じていることが課題です。今回の改正には、こうした徴収漏れを防ぐとともに、新たに課稅対象となる少額貨物に係る納稅事務負担を軽減する狙いがあります。

【新制度の概要】

取引を仲介するプラットフォーム事業者が販売事業者に代わって納稅義務を負う「プラットフォーム課稅」が導入されます。対象となるのは、一定の取引規模を有するプラットフォーム事業者です。対象事業者は、税務当局への登録や届出を行い、消費稅の申告及び納稅を行う義務が課されます。



プラットフォーム課稅の判定にあたっては、取引規模の算定において所要の経過措置が設けられているため、対象者の把握漏れに注意が必要です。

適用時期

令和10年4月1日より施行

適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除の新たな経過措置の創設



免税事業者から課税事業者となった小規模個人事業者を対象に、納税額を売上税額の3割に軽減できる新たな経過措置が期限付きで講じられます。

インボイス制度への移行に伴う経過措置である現行の「2割特例」が令和8年9月30日で期限を迎えることを受け、その後の税負担を抑えるために、新たに納税額を売上税額の「3割」とする経過措置が、小規模個人事業者限定で創設されます。

令和5年

令和6年

令和7年

令和8年

令和9年

令和10年

2割特例

3割特例

		2割特例	3割特例
対象者	個人	○	○
	法人	○	×
内容		免税事業者から課税事業者となった小規模事業者を対象に、仕入税額控除の金額を、課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。	免税事業者から課税事業者となった小規模個人事業者を対象に、仕入税額控除の金額を、課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額を課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。



本制度の対象は個人事業主に限定されており、法人は対象外です。
法人については、原則課税又は簡易課税に移行することになります。

適用時期

適用期間は令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間となります。

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し



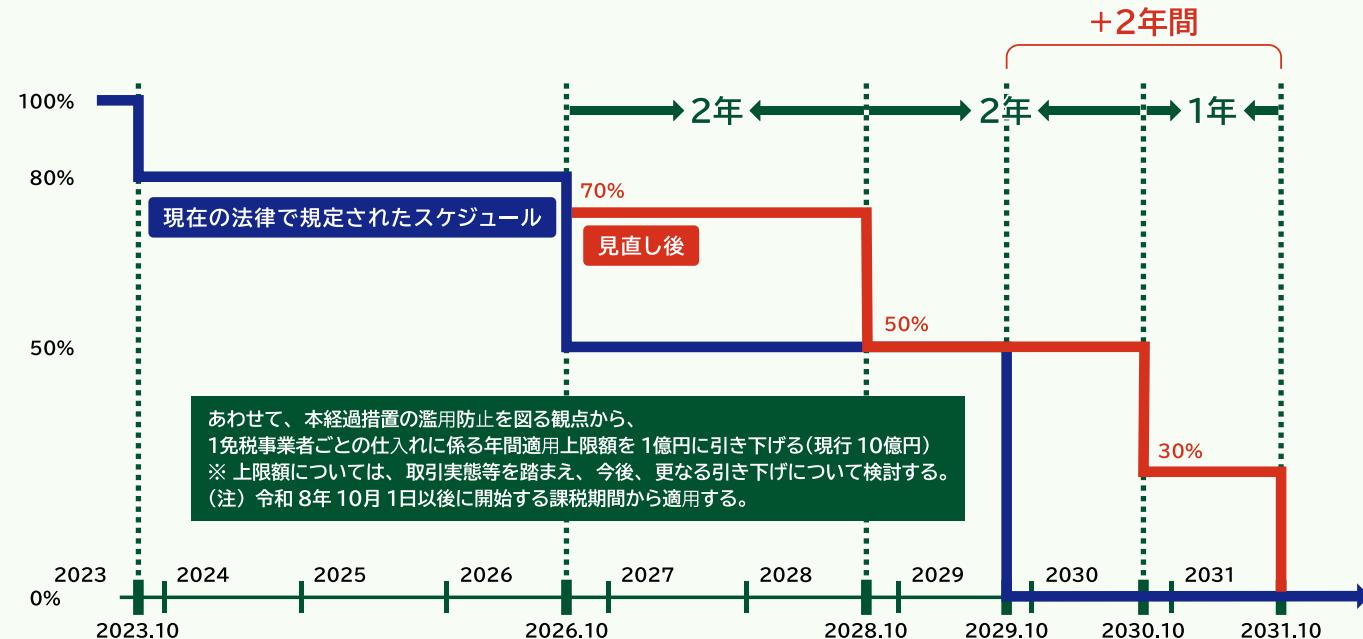
控除可能割合の特例について、段階的に縮減する方向性は確保しつつ、小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、本経過措置の引き下げペース・幅の見直しが行われます。

【控除可能割合】

令和8年10月1日から令和10年9月30日までは**70%**、令和10年10月1日から令和12年9月30日までは**50%**、令和12年10月1日から令和13年9月30日までは**30%**とそれぞれ割合が適用されます。

【年間適用上限額】

濫用防止を図る観点から、1免税事業者ごとの仕入に係る年間適用上限額について、現行の10億円から**1億円**に引き下げられます。



実務上の
留意点

—

適用時期

- 令和8年10月1日以後の課税仕入れから適用されます。
- 令和11年10月1日から令和13年9月30日の2年間、適用期限が延長されます。

現金等で決済した輸出取引に係る免税要件の見直し



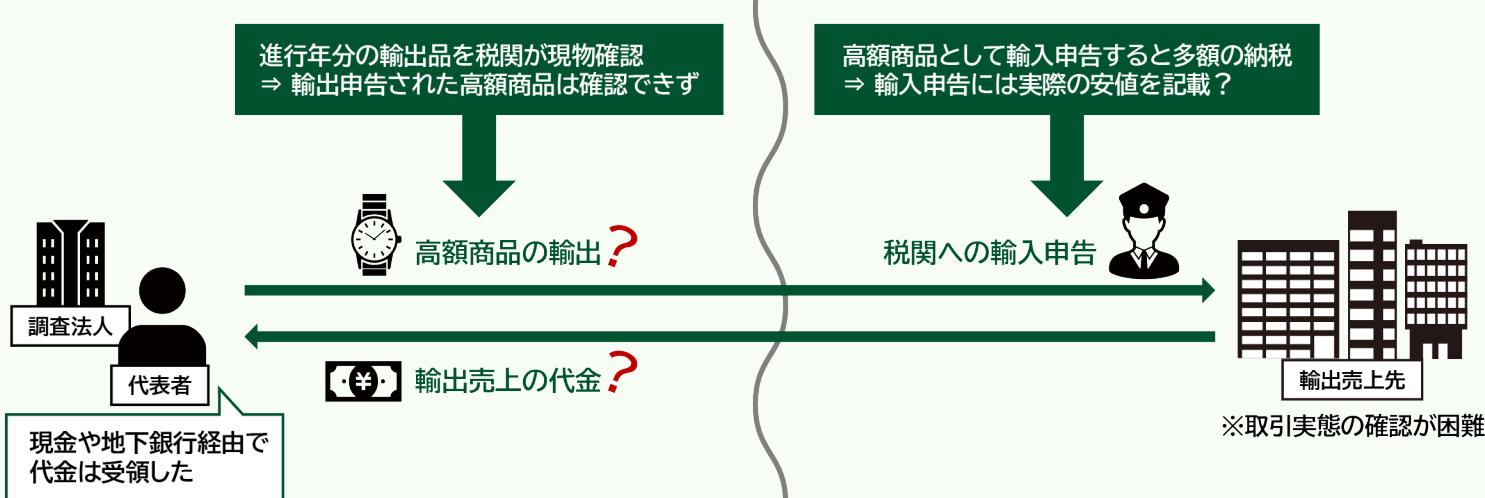
輸出免税の適用において、取引代金を現金等で受領するものについては、従来の証明書類に加えて、輸入国が発行する輸入許可書等の保存が義務付けられます。

【改正前】

代金の決済手段にかかわらず、日本国内からの輸出を証明する書類(輸出許可書等)を保存することにより、輸出免税が認められます。輸出証明のみで免税を認める現行制度を悪用し、実態のない取引を捏造する不正還付が問題となっています。

【改正後】

不正防止のため、代金を現金等で受領する場合の要件が厳格化されます。従来の証明書類に加え、新たに輸入国が発行する輸入許可書等の保存が必須となります。相手国への到着を公的に証明できない限り、輸出免税は適用されません。



事務負担軽減のため、銀行振込等での決済に切り替えることが実務的な対策となります。

適用時期

令和8年10月1日より施行

国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し



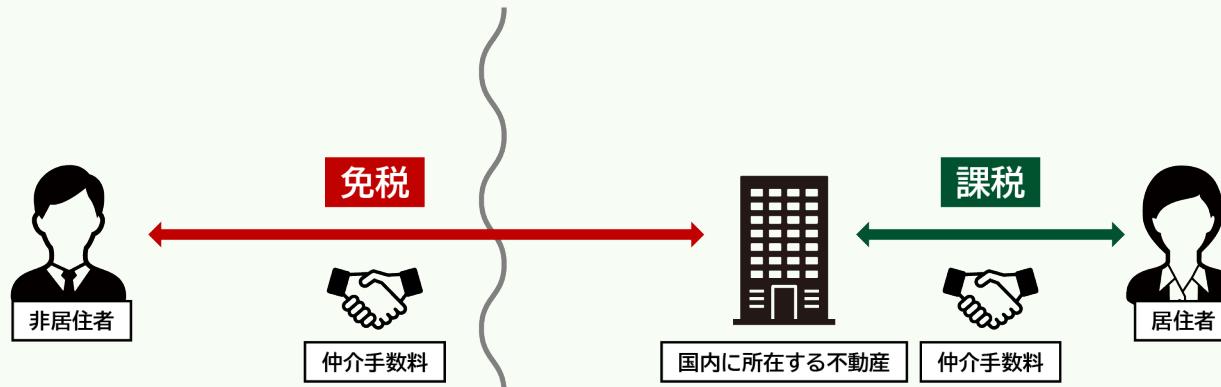
国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があること等を踏まえ、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、課税の見直しが行われます。

【改正前】

非居住者に対して行われる取引のうち、国内に所在する不動産に関する役務提供等(仲介手数料等)については、輸出取引に類するものとして消費税が課税されないこととなっています。

【改正後】

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に関する役務提供等(仲介手数料等)について、消費税の輸出免税の適用対象から除外され、消費税の課税対象になります。



見直し案

国内の不動産に関するサービスの効果は国内で生じることや諸外国においても付加価値税が課せられていること等を踏まえ、**消費税の課税対象**とする。

（参考）不動産に係る権利に類するもの

鉱業権、租鉱権、採石権等、試掘権、樹木採取権、公共施設等運営権、漁港水面施設運営権、漁業権、入漁権



令和8年3月31日までに締結した契約に基づき、
令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等については
適用されません。

適用時期

令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について
適用されます。

暗号資産に係る課税関係の見直し



- ・消費税法上の非課税取引のうち、有価証券に類するものとして取り扱うこととなります。
- ・消費税法の課税売上割合の計算上、譲渡対価の額の5%相当額が資産の譲渡等の対価の額に算入されます。
- ・暗号資産の貸付けが課税取引から非課税取引となります。

	改正（前）	改正（後）
非課税取引の扱い	支払手段に類するもの	有価証券に類するもの
課税売上割合の計算	計算に含めない	譲渡対価の5%相当額を 課税売上割合の分母に算入
暗号資産の貸付け	課税取引	非課税取引



—



金融商品取引法改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後
の取引について適用となります。(金融商品取引法の改正を前提)



04

個人所得課稅

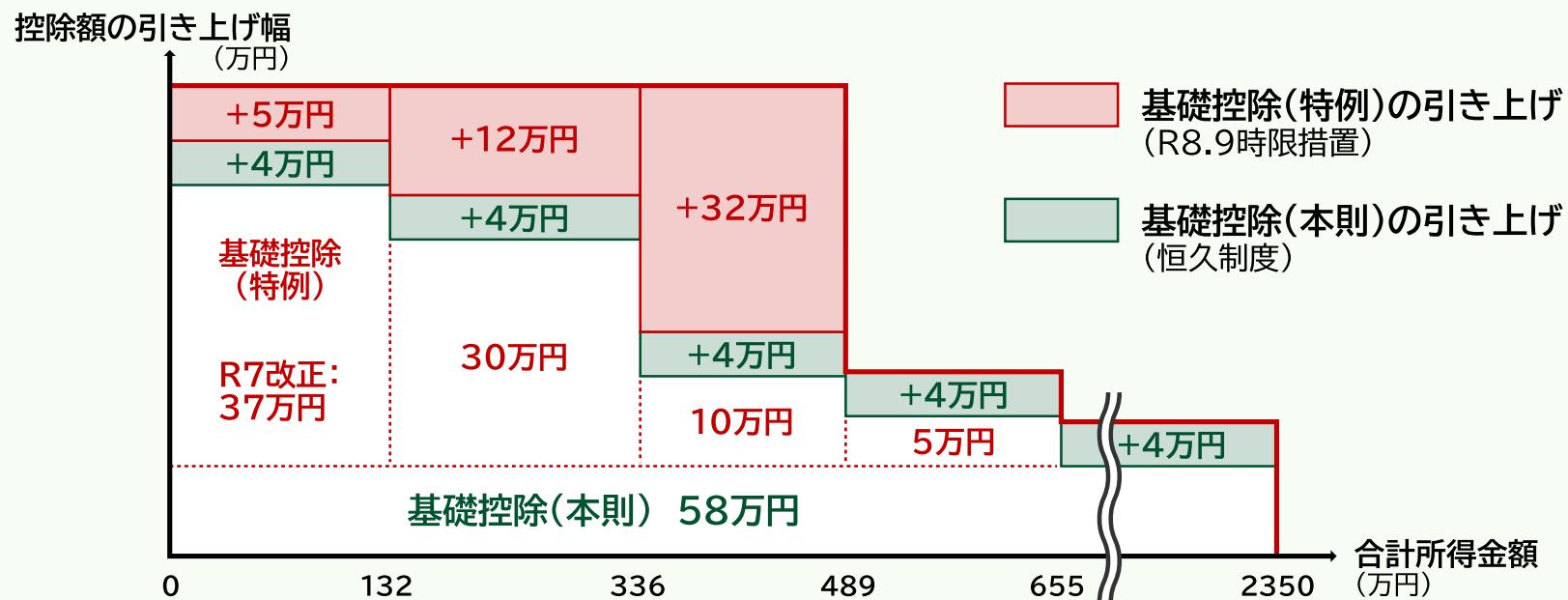
基礎控除等の適時引き上げ



足元の物価高への措置として、物価上昇に連動した基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されます。
また、三党合意により、中低所得者に配慮した「年収の壁」の引き上げの時限措置が講じられます。

【基礎控除の引き上げ】

- ①合計所得金額が2,350万円以下の個人の控除額が恒久的に4万円引き上げられます。 → 基礎控除(本則)の引き上げ
- ②令和8年・令和9年の時限措置 → 基礎控除(特例)の引き上げ
合計所得金額が489万円以下である場合42万円まで引き上げられます。
合計所得金額が489万円超655万円以下である場合は5万円の引き上げとなります。



基礎控除等の適時引き上げ

【給与所得控除の最低保障額の引き上げ】

- ①給与所得控除について最低保障額が恒久的に4万円引き上げられます。 → 納付所得控除額の(本則)の引き上げ
②令和8年・令和9年の時限措置として給与所得控除の最低保障額がさらに5万円引き上げられます。 → 納付所得控除額の(特例)の引き上げ



実務上の留意点

- ① 以下についてもそれぞれ4万円引き上げられます。
 - ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件(58万円以下→62万円以下) ※所得税・個人住民税
 - ・ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件(58万円以下→62万円以下) ※所得税・個人住民税
 - ・勤労学生の合計所得金額要件(85万円以下→89万円以下)
※所得税・個人住民税
 - ・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額(65万円以下→69万円以下)
※所得税のみ
- ② ひとり親控除については控除額が3万円引き上げられます。(所得税:35万円→38万円 個人住民税:30万円→33万円)
- ③ 地方税である個人住民税の給与所得控除の最低保障額については、現行の65万円から69万円に引き上げられますが、基礎控除は据え置きます。

適用時期

- ① 所得税については令和8年分以後適用されます。(ひとり親控除のみ令和9年分以後)
- ② 個人住民税については令和9年分以後適用されます。(ひとり親控除のみ令和10年分以後)
- ③ 納付所得控除及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。
- ④ 納付所得控除に係る源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。
- ⑤ 納付所得控除の最低保障額の特例については、年末調整において適用されます。

住宅ローン控除の適用期間の延長と見直し①



- ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限が**5年延長**されます。
- ・省エネ基準適合以上の控除期間が10年間から**13年間に拡充**されます。

【控除率・借入限度額及び控除期間】

			改正(前)	改正(後)	
			令和6年～令和7年に居住	令和8年～令和9年に居住	令和10年～令和12年に居住
控除率			0.7%	0.7%	0.7%
新築・買取再販	借入限度額 及び 控除期間	認定住宅	4,500万円/13年 (特例対象個人 5,000万円)	4500万円/13年 (特例対象個人 5,000万円)	
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円/13年 (特例対象個人 4,500万円)	3,500万円/13年 (特例対象個人 4,500万円)	
		省エネ基準適合住宅	3,000万円/13年 (特例対象個人 4,000万円)	2,000万円/13年 (特例対象個人 3,000万円)	新築 適用対象外(※1) 買取再販 2,000万円/13年 (特例対象個人 3,000万円)
		一般住宅	新築 適用対象外 買取再販 2,000万円/10年	新築 適用対象外 買取再販 2,000万円/10年	
中古住宅	借入限度額 及び 控除期間	認定住宅	3,000万円/10年	3,500万円/13年 (特例対象個人 4,500万円)	
		ZEH水準省エネ住宅		2,000万円/13年 (特例対象個人 3,000万円)	
		省エネ基準適合住宅		2,000万円/10年	
		一般住宅	2,000万円/10年	2,000万円/10年	

(※1) 新築等の省エネ基準適合住宅のうち、令和9年12月31日以前に建築確認を受けたもの又は登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前であるものを、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には対象となります。 (借入限度額2,000万円、控除期間10年)。

住宅ローン控除の適用期間の延長と見直し②



- 安心・安全な住まいの実現の観点から、災害リスクの高い地域での新築住宅については、住宅ローン控除の対象外とされます。
- 40m²の特例の対象範囲が既存住宅にも拡充されます。

【新築・買取再販・中古の共通要件】

		改正(前)	改正(後)			
立地要件	新規	令和6年～令和7年に居住	令和8年～令和9年に居住	令和10年～令和12年に居住		
	買取再販・中古	要件無	要件無	災害危険区域等内の場合は 適用対象外(※2)		
				要件無		
所得要件		合計所得金額 2,000万円以下		合計所得金額 2,000万円以下		
床面積要件		50m ² 以上		50m ² 以上		
緩和措置		特例居住用家屋・特例認定住宅等で、 床面積が40m ² 以上50m ² 未満であり、 その年の合計所得金額が1,000万円以下の場合。		住宅区分に関わらず、床面積が40m ² 以上50m ² 未満であり、 合計所得金額が1,000万円以下の場合。(※3)		

(※2) 当該個人、当該個人の配偶者又は2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋の建替えによる新築は適用対象となります。

また、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は適用対象となります。

(※3) 特例対象個人については、上乗せ措置との選択適用が必要になります。



気候風土適応住宅が本特例の対象に追加されますが、借入限度額等の詳細が定められておりません。
引き続き情報を注視していく必要があります。

適用時期

住宅の取得等をして、令和8年1月1日以後居住の用に供した場合について適用されます。

NISAの対象商品の拡充等



- ①つみたて投資枠の対象年齢が0歳まで拡充されます。
- ②つみたて投資枠の対象となる指数について、対象株式指数が追加されます。
- ③投資枠対象商品の要件が「投資対象の50%超が株式又は債券であること」へ緩和され、債券中心の商品が追加されます。

【1. 対象年齢】

	つみたて投資枠	成長投資枠	
対象年齢	0~17歳	18歳以上	
投資上限額	年間60万円	年間120万円	年間240万円
非課税保有期間	17歳まで	無期限	
生涯非課税限度額 (総枠)	600万円	18歳に達した場合 自動的に移行	1,800万円 1,200万円(内数)
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (同右)	積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等 (※)安定的な資産形成につながる投資商品 に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託 などを対象から除外
運用管理	一定の要件(※)の下、12歳以降は 払出しが可	制限なし	

(※)子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しが可能となります。

【2. 対象株式指数の追加】

「マーケット全体を広くカバー」「市場関係者に広く浸透」という観点を踏まえ、国内市場を対象とした株式指数のうち、一定のものが追加されます。一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託が追加されます。

【3. 債券中心の商品の追加等】

一定の投資信託に対するつみたて投資枠の対象商品の要件である「投資対象の50%超が株式又は債券であること」へと緩和されます。

(※)運用資産に株式を含むこととする要件は存置されます。

暗号資産取引に係る必要な法整備



- ・総合課税(住民税含む最大55%課税)の対象から**申告分離課税(住民税含む最大20.315%)**の対象となります。
- ・暗号資産の取引に係る譲渡損失は、一定の要件の下で、**翌年以後3年間の繰越控除が可能**となります。
- ・金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等(「特定暗号資産」)に限定されます。

【背景】

- ・国民の資産形成に資するものとして暗号資産を金融商品として業法において位置づけ、投資家保護の観点から制度整備化を図る
- ・総合課税から申告分離課税へと課税方式を変更することで、暗号資産の経済性の向上、経済機能の円滑化を図る

	改正（前）	改正（後）
規制法令	資金決済法	金融商品取引法
所得税課税方式	総合課税	申告分離課税
所得税・復興特別所得税率(住民税含む)	55.945%	20.315%
譲渡損失の繰越控除	繰越不可	その年の翌年以後3年間の繰越可能
適用対象取引	現物取引、デリバティブ取引	現物取引、デリバティブ取引、 ETF(上場証券投資信託)

【総合課税の譲渡所得】

- ・特定暗号資産に該当しない暗号資産の譲渡は総合課税の譲渡所得となり、以下の特例は適用されません。

	特定暗号資産以外の暗号資産の譲渡
譲渡所得の特別控除額	控除不可
5年超え保有資産の2分の1計算	適用不可
損益通算	通算不可



大綱に記載はありませんが、改正法の施行により、国外転出時課税の対象となる可能性があります。

適用時期

金融商品取引法改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後の取引について適用となります。(金融商品取引法の改正を前提)

総合課税の対象となる社債利子等の範囲の拡大



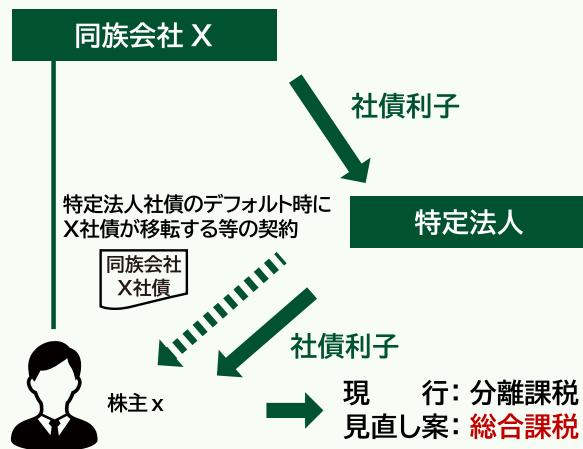
同族会社の株主が支払を受ける社債の利子について、第三者(特定法人)を介して総合課税を回避するスキームについても総合課税の対象に追加されます。

【改正前】

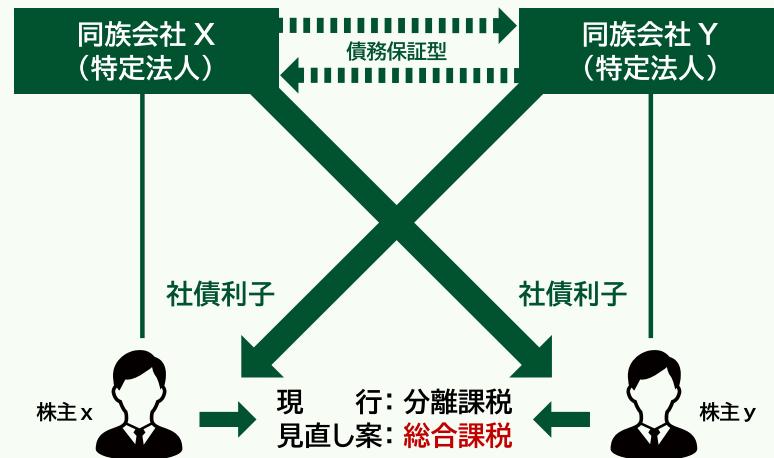
社債利子は原則、分離課税とされていますが、同族会社の株主が役員報酬等を社債の利子で受領することで総合課税を免れる事例が見られたため、同族会社の株主が支払いを受ける社債の利子については総合課税の対象とされています。

把握されているスキームの例

①第三者法人介在型



②たすき掛け型



実務上の留意点
同族会社が債務保証契約を結んでいるなどの理由により、同族会社の役員等が実質的に損失を負わないと判断される場合に適用されます。

適用時期

令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子
および償還金に適用されます。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化



- 税負担の公平性の確保の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置として、特別控除額を現行の3億3,000万円から1億6,500万円に引き下げるとともに、税率を現行の22.5%から30%に引き上げられます。
- その年分の基準所得金額から1億6,500万円を控除した金額に30%の税率を乗じた金額がその年の基準所得税額を超える場合は、その超える金額に相当する所得税が課税されます。

【改正前】所得税の計算

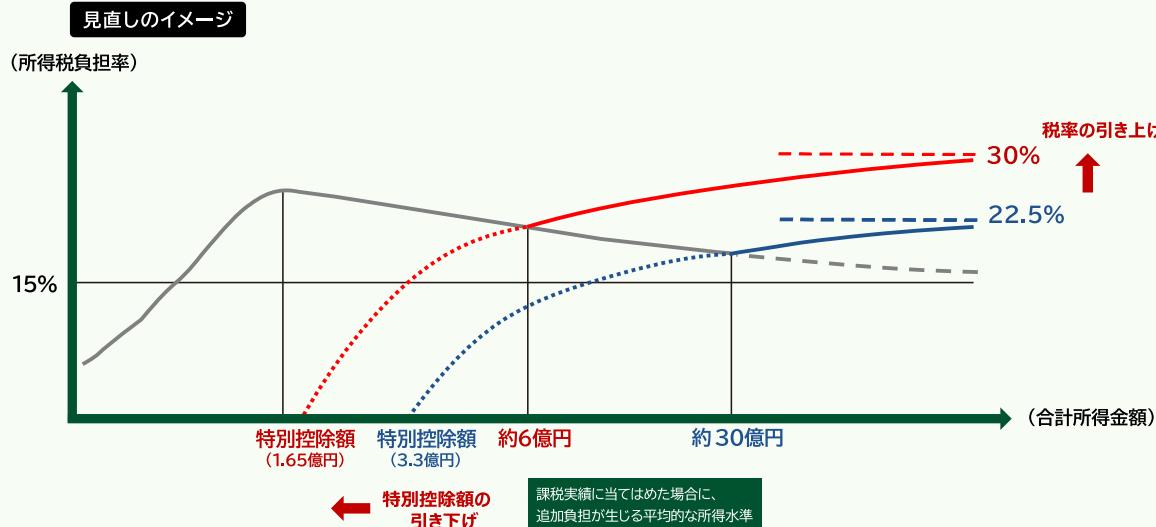
- ①所得税額
- ② $((\text{基準所得金額}(\times) - \text{特別控除額}(3\text{億}3,000\text{万円})) \times 22.5\%)$
- ⇒②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

【改正後】

- ①所得税額
- ② $((\text{基準所得金額}(\times) - \text{特別控除額}(1\text{億}6,500\text{万円})) \times 30\%)$
- ⇒②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

(※)

- 株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
- (確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。)
- スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。



—

適用時期

令和9年分以後の所得税について適用となります。

青色申告特別控除の見直し



会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を推進する観点から、青色申告特別控除について見直しを行うことになります。

①【改正前】の控除額55万円は、電子情報処理組織(e-Tax)を利用しない場合(書面申告)、【改正後】は控除額が10万円に引き下げとなります。

②複式簿記を行い電子情報処理組織(e-Tax)を利用する者であって、かつ、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。)との要件を満たすものは、【改正後】は控除額を75万円に引き上げとなります。

【改正前】

条件	控除額
複式簿記+イ～ハのいずれか イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴) 口 請求書データ等と自動連携 ハ 電子申告	65万円
複式簿記(上記イ～ハを満たさず=書面申告)	55万円
簡易簿記	10万円

- イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合
- 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

【改正後】

条件	控除額
複式簿記+電子申告+イ・口のいずれか イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴) 口 請求書データ等との自動連携	75万円
複式簿記+電子申告	65万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記【対象を限定】(※)	

(※)その年の前々年の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるものは除外されます。



控除額を75万円に引き上げるにあたり、一定の要件(優良な電子帳簿、請求書データ等との自動連携)を満たしているかの確認も必要になります。

適用時期 令和9年度分以後の所得税について適用されます。

マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額の見直し



- ①マイカー通勤に係る通勤手当について、所得税非課税限度額が引き上げられます。
- ②駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されます。

- ①マイカー通勤に係る通勤手当について、所得税の1月あたり非課税限度額が次のように引き上げられます。

通勤距離区分(片道)	非課税限度額	
	改正(前)	改正(後)
片道2km未満	(全額課税)	同左
2km以上10km未満	4,200円	同左
10km以上15km未満	7,100円	7,300円(※1)
15km以上25km未満	12,900円	13,500円(※1)
25km以上35km未満	18,700円	19,700円(※1)
35km以上45km未満	24,400円	25,900円(※1)
45km以上55km未満	28,000円	32,300円(※1)
55km以上65km未満	31,600円	38,700円(※1)
65km以上75km未満		45,700円(※2)
75km以上85km未満		52,700円(※2)
85km以上95km未満		59,600円(※2)
95km以上		66,400円(※2)

(※1)令和7年11月20日に政令改正を施行済。

(※2)65km以上の距離区分については、上記の政令改正で38,700円に引き上げたうえで、今回新たに距離区分を設け、更に引き上げを行う。

- ②一定の要件を満たす駐車場等を利用する者の通勤手当について、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(5,000円が上限)が加算されます。



—

適用時期

令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。
(※1)のみ令和7年4月1日以後に受けるべき通勤手当について遡及適用されます。

給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整



給与収入と公的年金等収入の両方の収入がある場合、給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額の上限が280万円になります。

【背景】

給与収入のみの場合と、給与収入と公的年金等収入の両方がある場合で、両者間の控除額の差の問題が顕在化。

【改正内容】

給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合、超える部分の金額がその公的年金等控除額から控除されます。
(上限を280万円)

(単位:万円)

	改正(前)					改正(後)				
	200	400	600	850	1,000	200	400	600	850	1,000
年収額	200	400	600	850	1,000	200	400	600	850	1,000
給与のみの場合 (給与所得控除額のみ)	68	124	164	195	195	68	124	164	195	195
給与及び年金がある場合 (給与所得控除と公的年金等控除の合計額)	110	178	234	284	300	110	178	234	280	280

(※1)年金受給者は65歳以上の者と仮定

(※2)上図では年金収入を200万円とし、公的年金等控除額は110万円で計算



生活設計上は、在職老齢年金制度による年金受け取り額の減少も考慮する必要があります。

適用時期

令和9年分以後の所得税に適用されます。

従業員への食事の支給に係る課税関係



- 使用者(会社)からの食事の支給(現物)により受ける経済的利益について、所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限が月額7,500円(現行:月額3,500円)に引き上げられます。
- 使用者(会社)が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税とされる1回の支給額が650円以下(現行:300円以下)に引き上げられます。

【原則】

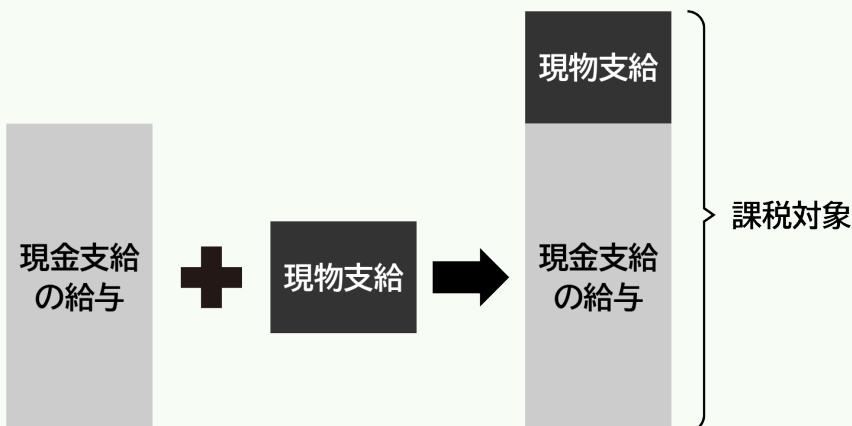
使用者(会社)から現物支給を受けた場合には、給与として課税されます。

【食事通達】

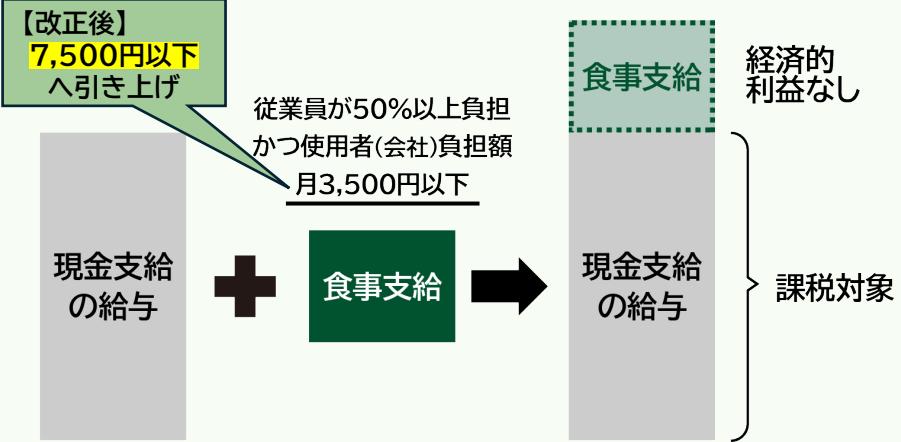
従業員等に支給する食事は、次のすべての要件を満たした場合には給与として課税されません。

- 従業員等が食事の価額の50%以上負担していること
- 使用者(会社)負担が月額7,500円(現行:月額3,500円)以下であること

原則



食事通達



- 非課税の要件を満たさない場合には、使用者(会社)負担額が給与として課税されます。
- 金額は税抜きで判定します。

適用時期

—

ふるさと納税制度の特例控除額の見直し



個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)について、特例控除額の控除限度額の見直しが行われます。

本見直しにより、高所得者に対する所得に応じて上限なく増える特例控除額について、定額上限(給与収入1億円相当)が設けられます。例えば、給与収入1億円以上の独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合、所得税等も含めた寄附上限額は438万円になります。

	改正（前）	改正（後）
道府県民税	個人住民税所得割額の2割	以下いずれか低い金額 ・個人住民税所得割額の2割 ・77万2千円 (指定都市に住所を有する者の場合、38万6千円)
市町村民税	個人住民税所得割額の2割	以下いずれか低い金額 ・個人住民税所得割額の2割 ・115万8千円 (指定都市に住所を有する者の場合、154万4千円)



—

適用時期

令和10年度分以後の個人住民税について適用されます。

05

資產課稅

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長終了



- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了となります。
- 同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置が適用となります。

【本制度：令和8年3月31日まで】

	教育資金口座の開設・拠出	教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払	教育資金口座に係る契約の終了
制度内容	拠出額1,500万円まで →贈与税非課税	贈与者が死亡した場合の管理残額(※1) →原則、相続税課税(※2)	管理残額 →贈与税課税(※3)

(※1)「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいいます。

(※2) 贈与者死亡時における管理残額の相続税課税

(※3) 契約終了日(一般的には、受贈者が30歳になった時)の属する年に、管理残額が贈与税の課税対象となります。

贈与者死亡時における管理残額の相続税課税については、拠出時期により下記のとおり取り扱いが異なります。

課税関係	拠出時期			
	～平成31.3.31	平成31.4.1～令和3.3.31	令和3.4.1～令和5.3.31	令和5.4.1～令和8.3.31
管理残額の相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の非課税拠出分 に限り課税あり	課税あり	課税あり
管理残額の相続税課税 (23歳未満である場合等に該当)	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり (贈与者に係る相続税の課税価格 の合計額が5億円超のとき)
相続税額の2割加算	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり



- 令和8年3月31日までに駆け込みの教育資金管理口座の開設・拠出手続きが行われることが想定されます。
- 令和8年4月1日以後も本措置は引き続き、旧法の適用があるため、制度の把握が必要となります。

適用時期

令和8年3月31日をもって、非課税措置は終了します。
令和8年4月1日以後は、拠出(贈与)が出来なくなります。

事業承継税制の特例承継計画等の提出期限の延長



個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度及び非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、本制度を適用するに当たって、承継計画を令和8年3月31日までに提出する必要がありましたが、提出期限がそれぞれ延長されます。

【個人版事業承継税制】個人事業承継計画の提出期限が2年6ヶ月延長されます。

改正（前）	改正（後）
令和8年3月31日まで	令和10年9月30日まで

【法人版事業承継税制】特例承継計画の提出期限が1年6ヶ月延長されます。

改正（前）	改正（後）
令和8年3月31日まで	令和9年9月30日まで



期限の延長は承継計画の提出期限のみであり、適用期限は延長されていないため、本制度の適用を受ける可能性がある場合には早めに検討する必要があります。

適用時期 ➤ —

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の特例措置の延長①



持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行推進を促す医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の特例措置税制について、
適用期限が3年延長されます。

【制度期間】

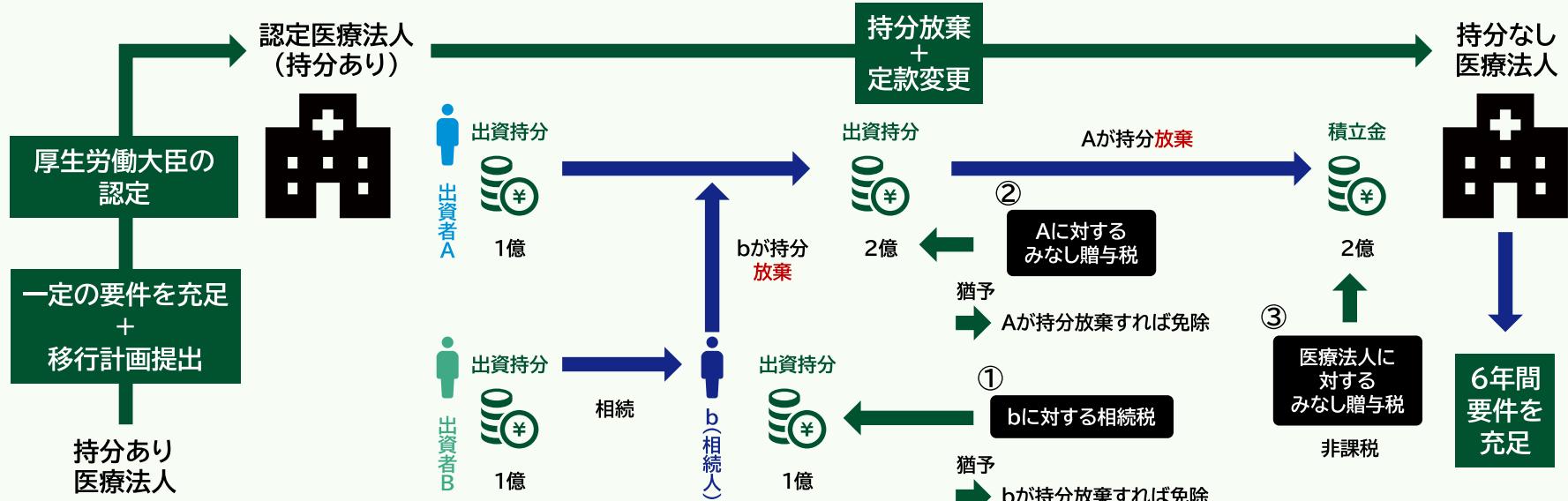
平成29年10月1日～令和8年12月31日

→令和8年度税制改正により**令和11年12月31日まで延長**

【移行計画認定を受けた医療法人の税制措置】

次の相続税・贈与税の納税が猶予・免除されます。

- ① 出資者の持分を相続により取得したときの出資者の相続人に課される相続税
- ② 出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで贈与を受けたものとして他の出資者に課されるみなし贈与税
- ③ 持分あり医療法人の出資者全員が持分を放棄したことにより、経済的利益を受けたものとして医療法人に課されるみなし贈与税



関連法令等の改正後に適用されます。

適用時期 ➤ 令和11年12月31日まで延長されます。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の特例措置の延長②



- 医療法人の移行計画の認定要件のうち、下記トの要件に関して、特定外国人患者の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限が緩和されます。
- 上記の見直し後も、その見直し後の認定医療法人について、本特例措置が適用されます。

【認定要件】

- 認定要件
- ①社員総会の議決があること
 - ②移行計画が有効かつ適正であること
 - ③移行計画期間が5年以内であること
 - ④法人の運営が適正であること

本来課税される税金について、
優遇を受ける制度であるため、
右記の要件が課されます。



- 厚生労働大臣の認定を受けた医療法人は「認定医療法人」となり、税制優遇や融資制度を利用することができますが、6年間の充足要件を満たす必要があります。
- 関連法令等の改正後に適用されます。

【運営に関する要件】 (6年間の充足要件)

運営方法	イ 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
	□ 役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
	ハ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
事業状況	二 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと【決算数値】
	ホ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと
	ヘ 社会保険診療等(介護、助産、予防接種等を含む)に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること【決算数値】
	ト 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
	チ 医業収入が医業費用の150%以内であること【決算数値】

土地の売買等による登録免許税の特例措置の延長



所有権移転登記等にかかる軽減措置または免税措置の適用期限が、令和8年3月31日からそれぞれ延長されます。

【軽減措置の延長】

内容	延長期間
農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合	2年
農地中間管理機構が農用地等を取得した場合	
医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合	
土地の売買による所有権の移転登記等	3年
認定民間都市再生事業計画に基づき一定の建築物を建設した場合(※一定の要件が追加)	
居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合	5年
金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画等に基づき行う登記	

【免税措置の延長】

内容	延長期間
東日本大震災の被災者等が建造または取得をした漁船に係る所有権の保存登記等	1年
マンション建替事業の施工者等が受ける権利変換手続開始の登記等	2年
都市緑化支援機構が土地を取得した場合	
東日本大震災の被災者等が新築または取得をした建物に係る所有権の保存登記等	3年
東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地の取得をした場合の所有権の保存登記等	

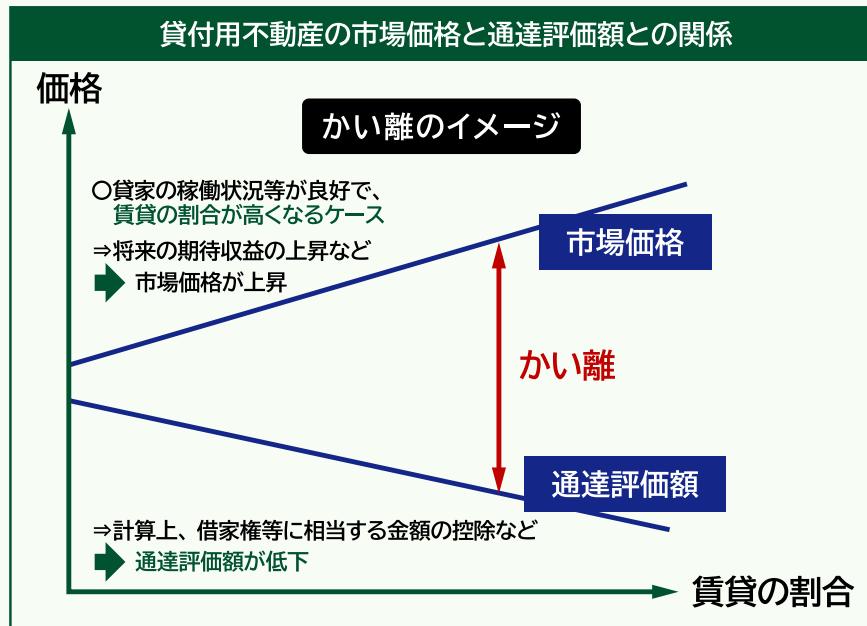
相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価



被相続人又は贈与者が相続開始前又は贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

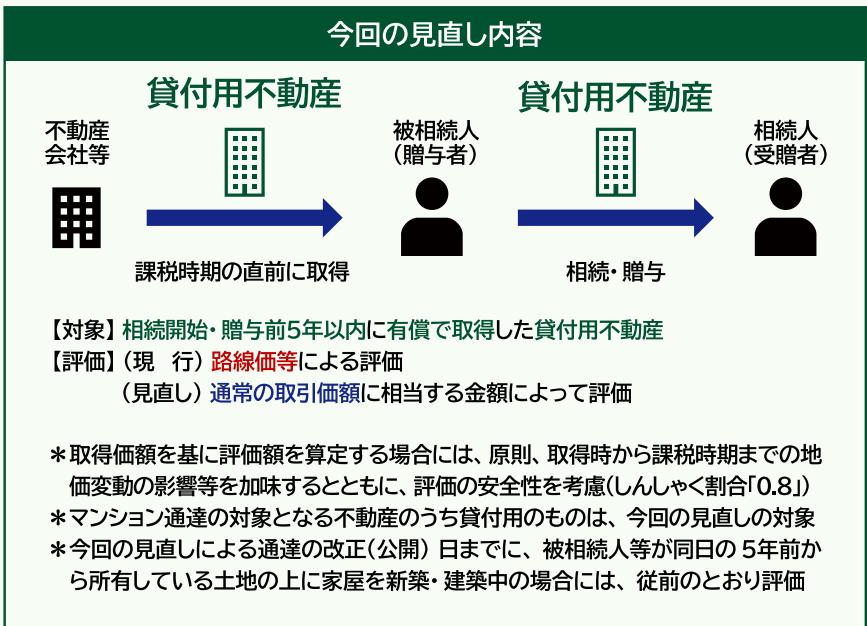
【改正の背景】

貸付用不動産の市場価格と通達によって評価した相続税評価額とのかい離の利用によって、相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている実態を踏まえて、評価方法が見直されます。近年、評価を巡る訴訟が増加傾向にあることから、納税者の予測可能性を確保し、かつ、より実勢価格に近い評価方法へと改正されます。



【評価方法】

課税時期前5年以内に、購入や新築をした貸付用不動産（マンションやアパート等）については、原則として「通常の取引価額」で評価することになります。なお、課税上の弊害がない限り、取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%で評価することもできます。



通達の改正日によって、改正後の評価方法が適用されるか否か、取扱いが変わる貸付用不動産もあります。地価の変動等を考慮した具体的な計算方法は現状不明であり、引き続き情報を注視していく必要があります。

適用時期

令和9年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得をする財産の評価に適用されます。

商品として小口化された貸付用不動産の評価



不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産(いわゆる、「不動産小口化商品」)については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

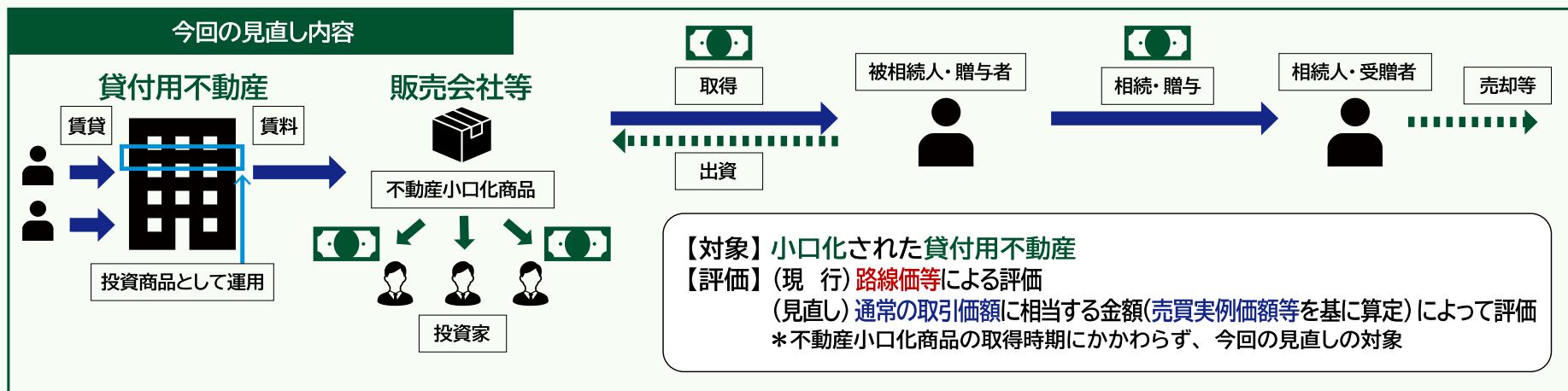
【現行の評価方法】

いわゆる「不動産小口化商品」として流通している商品のほとんどは、相続又は贈与において、不動産として路線価等により評価されます。市場価格と相続税評価額との乖離を利用して、低い税負担で生前贈与するケースが多く見受けられます。

評価方法が、課税時期における「通常の取引価額に相当する金額」に見直しされます。課税上の弊害がない限り、右記によって評価することができます。

【評価方法の見直し】

- ①出資者等の求めに応じて、事業者(販売会社)等が示した適正な処分価格・買取価格等
- ②事業者等が把握している適正な売買実例価額
- ③定期報告書等に記載された不動産の価格等を参照して求めた金額(※)
※ ①・②・③に該当するものがないと認められる場合
- ④取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%に相当する金額によって評価することができます。



令和9年1月1日以降は取得時期にかかわらず、
今回の見直し対象となります。

適用時期

令和9年1月1日以後に相続又は贈与により取得をする財産の評価に適用されます。

06

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 防衛特別所得税(仮称)



防衛力強化の安定的な財源を確保するため、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、**防衛特別所得税(仮称)**が創設されます。また、復興特別所得税の税率を**1%**引き下げることに伴い、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間が**10年間**延長されます。

【改正前】

・復興特別所得税

計算方法: 基準所得税額×**2.1%**

課税期間: 令和19年12月31日まで

【改正後】

・**防衛特別所得税**

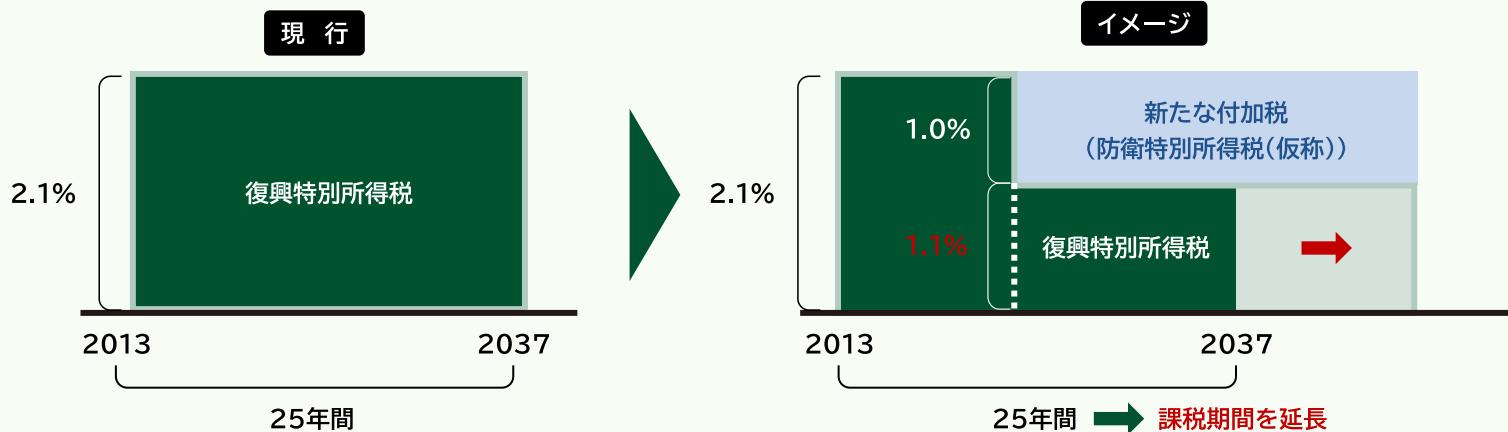
計算方法: 基準所得税額×**1.0%**

課税期間: 令和9年1月より当分の間

・復興特別所得税

計算方法: 基準所得税額×**1.1%**

課税期間: 令和29年12月31日まで



申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とされます。

適用時期

防衛特別所得税は、令和9年1月より当分の間適用されます。
復興特別所得税の改正は、令和9年分以後の所得税等について適用されます。



07

その他

自動車関係諸税の課税(エコカー減税等)



- ① 「自動車重量税のエコカー減税」について、燃費性能に関する要件の見直しを行った上で適用期限が2年延長されます。
- ② 自動車税、軽自動車税における環境性能割が廃止され、現行の種別割が自動車税、軽自動車税となります。
- ③ 自動車税及び軽自動車税に対する「グリーン化特例」の適用期限が2年延長されます。

①「自動車重量税のエコカー減税」の見直し

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置(いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」)について、区別別に要件の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

乗用車の要件改正の場合は次の通りです。

減免区分	改正(前)	改正(後)
免税	令和12年度燃費基準を達成	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上
50%	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上
25%	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上

②環境性能割の廃止

- ・ 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止されます。
これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とします。
- ・ 令和8年3月31日までに取得した自動車に係る自動車税環境性能割又は軽自動車に係る
軽自動車税環境性能割については、従前の例によるなど、所要の措置が講じられます。

現行の自動車税及び軽自動車税



③「グリーン化特例」の延長

現行のグリーン化特例について、適用期限が2年延長されます。

- ・ 自動車税のグリーン化特例(軽課) 電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車
- ・ 自動車税のグリーン化特例(重課) ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、ディーゼル車(11年超)
- ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車



—

適用時期

- ・「エコカー減税」については、適用期間が令和10年4月30日まで延長されます。
- ・「グリーン化特例」については、適用期間が令和10年3月31日まで延長されます。

国際観光旅客税の引上げ



国際観光旅客税の出国1回あたりの税率が引き上げられます。

オーバーツーリズム対策の強化やアウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保するため、次の通り国際観光旅客税の税率が引き上げられます。

改正（前）	改正（後）
出国1回につき1,000円	出国1回につき3,000円

【国際観光旅客税の概要】

- ・納税義務書：航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
- ・徴収・納付：
 - ① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収
国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付
 - ② 国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合）
①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付



令和8年7月1日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、改正前の税率（1,000円）が適用されます。

適用時期

令和8年7月1日以後の出国に適用されます。

暫定税率廃止



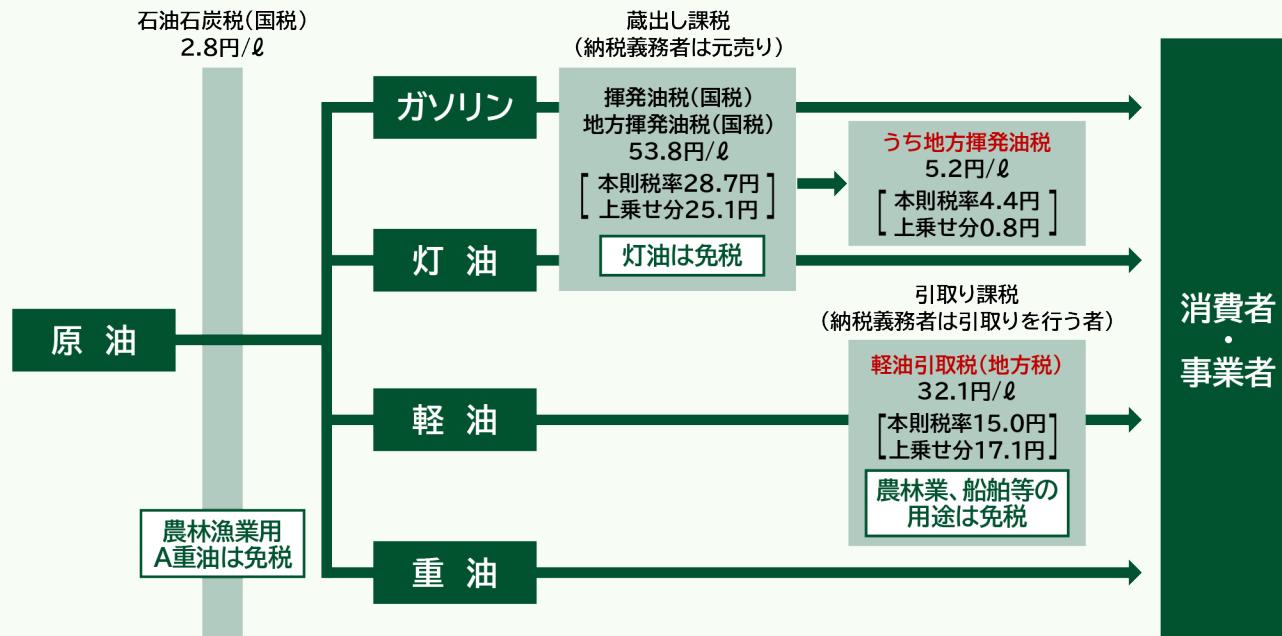
ガソリン・軽油引取税の暫定税率について、財源確保、流通への影響や地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応したうえで、**暫定税率が廃止されます。**

【改正前】

- ガソリンについては一般消費者、事業者へ渡るまでに、揮発油税(国税)及び地方揮発油税(国税)の本則税率28.7円と暫定税率(上乗せ分)25.1円が課せられており、軽油の場合は、軽油引取税(地方税)として本則税率15.0円と暫定税率(上乗せ分)17.1円の税率が設定されておりました。

【改正後】

- ガソリン・軽油ともに暫定税率(上乗せ分)が廃止され、揮発油税(国税)及び地方揮発油税(国税)については本則税率のみとなります。
- 暫定税率廃止に伴う経過措置として、暫定税率相当額の補助金が交付される予定です。



—

適用時期

ガソリン税(25.1円)の暫定税率は**令和7年12月31日**、
軽油引取税(17.1円)の暫定税率は**令和8年4月1日**に
廃止されます。

固定資産税、不動産取得税の免税点の見直し



固定資産税及び不動産取得税の課税標準額の免税点がそれぞれ引き上げられます。

【固定資産税】

	改正（前）	改正（後）
家屋に係る固定資産税	20万円	30万円
償却資産税	150万円	180万円

【不動産取得税】

	改正（前）	改正（後）
土地	10万円	16万円
建築により取得する家屋	1戸につき23万円	1戸につき66万円
その他の方法により取得する家屋	1戸につき12万円	1戸につき34万円



—

適用時期

固定資産税の免税点に係る改正は、令和9年度以後の年度分について適用されます。

08

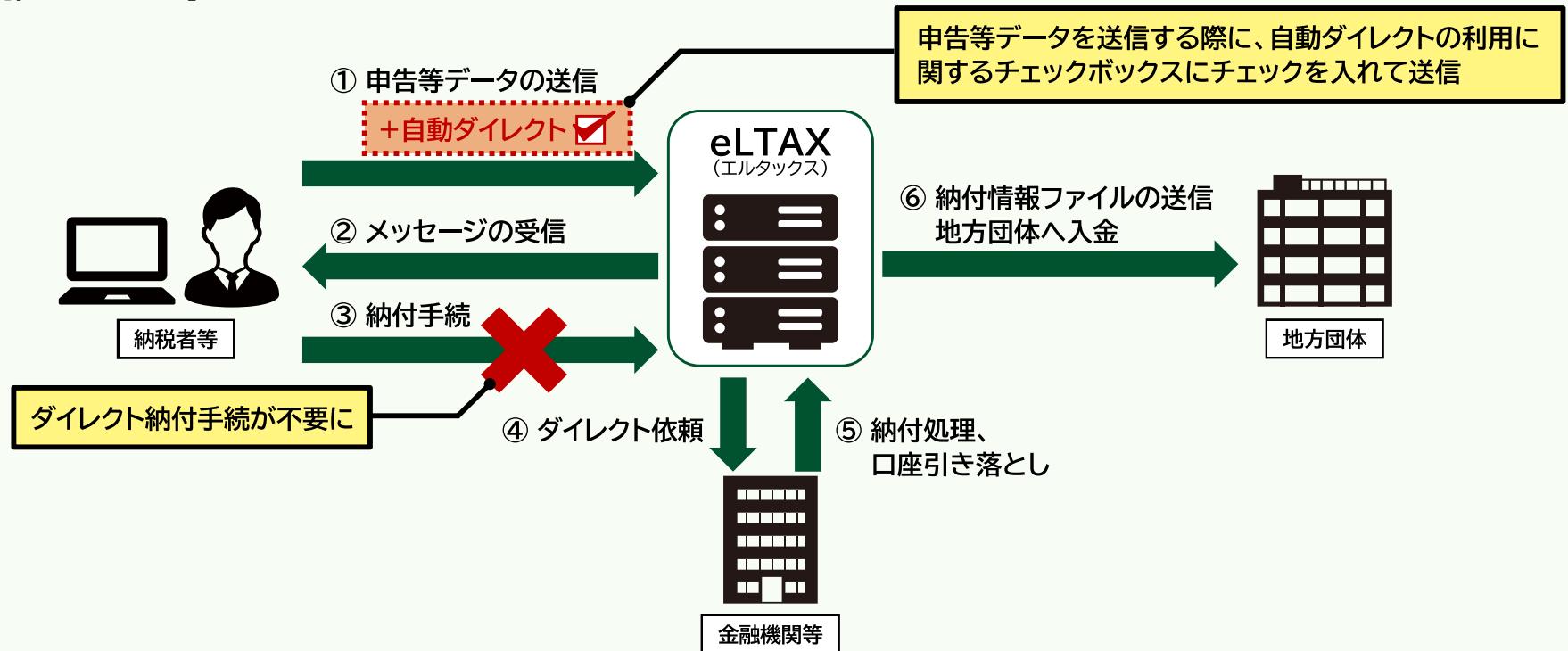
納稅環境設備

ダイレクト納付の利便性の向上



- ・納税者等がeLTAXで申告等を行う際、自動的に納付を行う旨の意思表示(自動ダイレクト)を行えば、法定納期限当日に納付が行われます。
- ・法定納期限当日に申告等に併せて納付の意思表示(自動ダイレクト)を行う場合には、法定納期限の翌取引日に自動的に納付が行われます。その場合には、法定納期限当日に納付があったものとみなして、延滞金に関する規定が適用されます。

【見直しのイメージ】



実務上の
留意点
法定納期限当日に自動ダイレクトの手続きをする場合は
納税額が1億円以下に限ることに留意が必要です。

適用時期

令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続き
について適用されます。

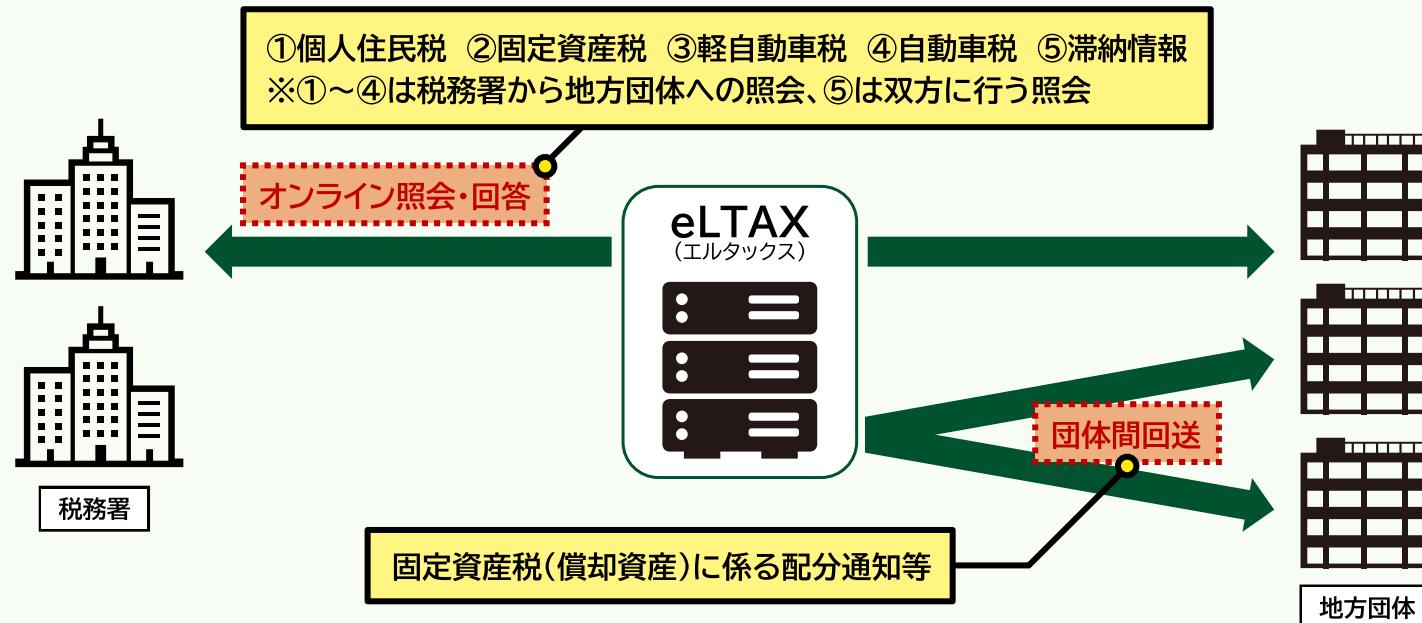
国税・地方税の情報連携の拡充



国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、自動車税、滞納情報に関する照会及び回答をオンラインで行うことが可能になります。

また、eLTAXを通じた団体間回送手続(※)の対象について、固定資産税の償却資産に係る配分通知等が追加されます。
(※) eLTAXを通じて行う、地方団体間のデータのやりとり

【情報連携拡充のイメージ】



実務上の
留意点

—

適用時期

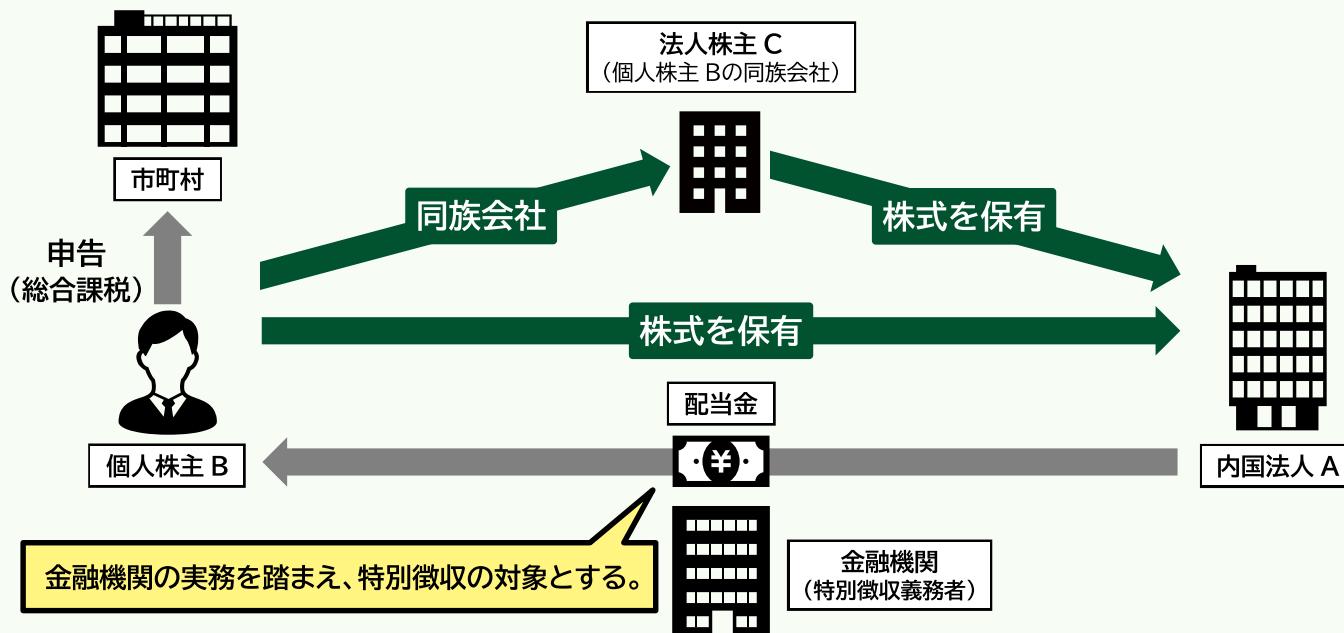
オンライン照会機能については令和9年5月1日から施行されます。
団体間回送手続の対象追加については令和9年9月1日から施行されます。

個人住民税における配当課税に係る所要の措置



納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等は、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずることになります。

- ・ 紳税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等については、引き続き総合課税の対象となります。
- ・ 金融機関の実務上、納税義務者の同族会社の有無を把握することが困難であるため、当該配当等について、引き続き総合課税の対象としつつ、道府県民税配当割の対象として金融機関において特別徴収することとする等の所要の措置を講ずることになります。



道府県民税配当割の対象として金融機関で特別徴収された場合であっても、株式等の保有割合が3%以上の内国法人から支払を受ける配当等は、総合課税の対象となります。

適用時期 ➤ —

09

適用時期一覽

法人課税

頁	改正項目	適用時期	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
5~6	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	改正法の施行日から 令和11年3月31日までに 確認を受けたもの		未定			3/31
7~8	研究開発税制の見直し	令和9年4月1日～ 令和12年3月31日開始事業年度		4/1			
9	特定税額控除の制限規定の見直しおよび延長	法律の施行から 令和11年3月31日まで	未定				3/31
10	賃上げ促進税制の廃止および見直し	大法人 令和8年3月31日 廃止 中堅企業 令和9年3月31日廃止 中小企業 見直し予定?	大法人 3/31 中堅企業 3/31 中小企業 繼続?				
11~12	オープンイノベーション促進税制	令和10年3月31日まで延長	4/1		3/31		
13	企業グループ間の取引に係る保存文書の整備	令和8年4月1日から	4/1				
14	投資簿価修正制度における離脱法人株式に 調整勘定対応金額がある場合の加算措置の 計算の見直し	令和8年4月1日から施行	4/1				
15	中小企業者等の少額減価償却資産の 取得価額の損金算入の特例の見直し	令和8年4月1日～令和11年3月31日 に取得・事業供用	4/1			3/31	
16~17	パーシャルスピノフ税制 (認定株式分配に係る課税の特例)の見直し	令和8年4月1日以後に認定	4/1				
18	国家戦略特別区域において機械等を取得した 場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	令和8年4月1日～令和10年3月31日 までに取得	4/1		3/31		
19	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	法律の施行から令和11年3月31日 (一部令和10年3月31日)まで	未定				3/31

■ 国際課税

頁	改正項目	適用時期	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
21	海外投資等損失準備金制度の適用期限の延長	令和8年4月1日～令和10年3月31日まで延長		4/1		3/31	
22	グローバル・ミニマム課税への対応	—					
23～26	外国子会社合算税制等の見直し	外国関係会社の令和8年4月1日以後開始事業年度	外国関係会社	4/1			

■ 消費課税

頁	改正項目	適用時期	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
28～29	国境を越えたEC取引に係る課税の見直し	令和10年4月1日以後に引き取り				4/1	
30	適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除の新たな経過措置の創設	令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間		1/1			12/31
31	免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し	令和8年10月1日～令和13年9月30日まで		10/1			
32	現金等で決済した輸出取引に係る免税要件の見直し	令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等		10/1			
33	国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し	令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等		10/1			
34	暗号資産に係る課税関係の見直し	金商法改正施行日の属する年の翌年1月1日以降			未定		

個人所得課税

頁	改正項目	適用時期	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
36～37	基礎控除等の適時引上げ	所得税: 令和8年1月1日以後 住民税: 令和9年1月1日以後		1/1 所得税		1/1 住民税	
38～39	住宅ローン控除の適用期間の延長と見直し	令和8年1月1日～ 令和12年12月31日まで		1/1			
40	NISAの対象商品の拡充等	令和9年度分以後			1/1		
41	暗号資産取引に係る必要な法整備	金商法改正施行日の属する年の 翌年1月1日以降			未定		
42	総合課税の対象となる 社債利子等の範囲の拡大	令和8年4月1日以後 支払いを受けるもの		4/1			
43	極めて高い水準の所得に対する 負担の適正化	令和9年度分以後			1/1		
44	青色申告特別控除の見直し	令和9年分以後の所得税について 適用する			1/1		
45	マイカー通勤に係る通勤手当の 所得税非課税限度額の見直し	令和8年4月1日以後に受けるべき 通勤手当について適用		4/1			
46	給与収入が高い年金受給者の 合計控除額の調整	令和9年度分以後			1/1		
47	従業員への食事の支給に係る課税関係	—					
48	ふるさと納税制度の特例控除額の見直し	令和10年度分以降の 個人住民税から適用				1/1	

■ 資産課税

頁	改正項目	適用時期	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
50	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長終了	令和8年3月31日終了		3/31			
51	事業承継税制の特例承継計画等の提出期限の延長	法人版: 令和9年9月末まで延長 個人版: 令和10年9月末まで延長		4/1	9/30		
52~53	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の特例措置の延長	令和11年12月31日まで延長		1/1			→
54	土地の売買等による登録免許税の特例措置の延長	令和11年3月31日まで延長	4/1			3/31	
55	相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価	令和9年1月1日以後に相続等で取得する財産		1/1			→
56	商品として小口化された貸付用不動産の評価	令和9年1月1日以後に相続等で取得する財産		1/1			→

■ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

頁	改正項目	適用時期	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
58	防衛特別所得税(仮称)	令和9年1月1日から			1/1		→

■ その他

頁	改正項目	適用時期	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
60	自動車関係諸税の課税(エコカー減税等)	令和10年4月30日まで延長		5/1	4/30		
61	国際観光旅客税の引上げ	令和8年7月1日以後の出国		7/1			→
62	暫定税率廃止	ガソリン税: 令和7年12月31日廃止 軽油引取税: 令和8年4月1日廃止	12/31	4/1			
63	固定資産税、不動産取得税の免税点の見直し	令和9年度以後の年度分			1/1		→

■ 納税環境整備

頁	改正項目	適用時期	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
65	ダイレクト納付の利便性の向上	令和10年4月1日以後				4/1	→
66	国税・地方税の情報連携の拡充	令和9年5月1日 (団体間回送手続の対象追加については令和9年9月1日)			5/1		→
67	個人住民税における配当課税に係る所要の措置	—					